

事故対応マニュアル

知多市保育園

知多市保育園

平成26年3月作成
平成30年8月改訂
平成31年2月改訂
令和 2年2月改訂
令和 3年2月改訂
令和 6年2月改訂

目次

1 事故の未然防止のために-----	P 3 ~P7
2 事故への対応-----	P7~P9
3 再発防止のために-----	P9 · P10
事故発生時対応フローチャート-----	P11~P14
事故発生時の手順-----	P15
子どもの発達と事故例-----	P16
けがの対応・病気の対応-----	P17
連絡先-----	P18~P19
救急車を使用しない事故の対応-----	P20
事故防止のためのマニュアル <u>こんな事に気をつければ事故は防げる！</u>	
保育室で遊ぶ時-----	P21 · P22
食事の時-----	P22 · P23
トイレ・手洗い場・シャワー室-----	P24
戸外遊びの時-----	P25~P27
水遊び・プール遊び-----	P28~P33
テラス・廊下・出入り口・昇降口・階段-----	P34 · P35
園外保育時-----	P35 · P36
避難車の適切な使用方法について-----	P37
害虫・外敵-----	P38
午睡時・SIDS乳幼児突然死症候群の予防について-----	P39 · P40
駐車場-----	P41
降園時-----	P42
施設安全管理-----	P43~P45

はじめに

本マニュアルは、知多市の保育園に勤務する保育者が保育所保育指針に基づいた保育を展開する中で、特に事故への対応について愛知県が作成した「保育所事故対応指針」に基づき、既存のマニュアルを見直し、示したものである。

保育所保育指針では「第3章 健康及び安全」の3-（2）の「事故防止及び安全対策」の中『保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために、全職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと』と述べられている。

小学校就学前までの乳幼児を保育し、心身の健やかな育成を図る保育園・幼稚園においては、まず何よりも「安心・安全な環境」でなければならない。

本市では平成30年7月に南柏谷保育園で発生した給食配膳中に起きた事故について、直接・間接の原因を検証するとともに、今後の事故防止のためにマニュアルの見直しをした。

保育園職員は、さらにこのマニュアルに、園の実態に合わせた内容を追加し、職員の危機管理意識を高め、事故の未然防止と迅速かつ的確な対応がとれるようにしていく。

【知多市保育園版】

1.事故の未然防止のために

子どもは、成長・発達過程で環境に対して様々な働きかけを行い学習していく。

しかし、子どもの行動は、判断力や安全に対する認識が未然なために、様々なリスクを内包している。保育園・幼稚園職員は、子ども一人ひとりを十分理解すると共に、健全な発達を遂げるために必要な環境を整備し、「事故は、いつでも、どこでも起こりうる」ものであることを念頭において、あらゆる事故を想定し、園長指示の下、日頃から予防対策に取り組んでいかなければならない。

また、予防対策と併せて、万が一事故が起こった場合に、被害を最小限に食い止めるため「いつ、誰が、何をするのか」を明確にし、適切かつ速やかな対応ができるようにしておく必要がある。

(1) 安全な保育環境の確保

多くの場合事故は、子どもの側から起こすことではあるが、保育現場が事故を起こしやすい現場であれば園の責任は大きい。安全点検を日常化させながら、保育環境を整備していく必要がある。

ア 安全点検

保育園職員	毎日の点検	目視・触手による点検 保育開始前に、施設（園庭含む）・設備等の安全点検を行う。 日頃から危険箇所の環境整備を行い、安全に遊べるように努める。
	週1回週明け点検	園庭遊具安全チェックリスト [事故対応マニュアル（様式）P10、11]による点検 施設安全チェックリスト [事故対応マニュアル（様式）P12、13]による点検 危険箇所を把握するとともに、園児への危険を回避するために必要な修繕や改修は、幼児保育課に連絡し速やかに行う。
業者	定期点検…年1回 (7月)	目視診断・触手診断・調音診断・打音診断・搖動診断・摩耗測定・肉厚検査
	日常点検…年3回 (7・11・3月)	劣化点検・経過確認・保守作業

イ 事故事例やヒヤリハット事象からの学び

事故防止対策の基本は「事故に学ぶこと」と言われる。過去の事故事例や、「ヒヤリハット」した事象に小さくても目を向け、その都度、原因や経過等を分析・精査して事故防止策を講じていく。

- ・「ヒヤリハット」した事象については「事故及びヒヤリ・ハット報告書」[事故対応マニュアル様式3]に記入。危機管理（リスクマネジメント）の流れに従い、リスクの把握からリスクの再評価までを行う。
- ・月に1回は、事例について、園全体で安全管理について話し合う機会をもつ。

ウ 保護者や地域住民の声からの学び

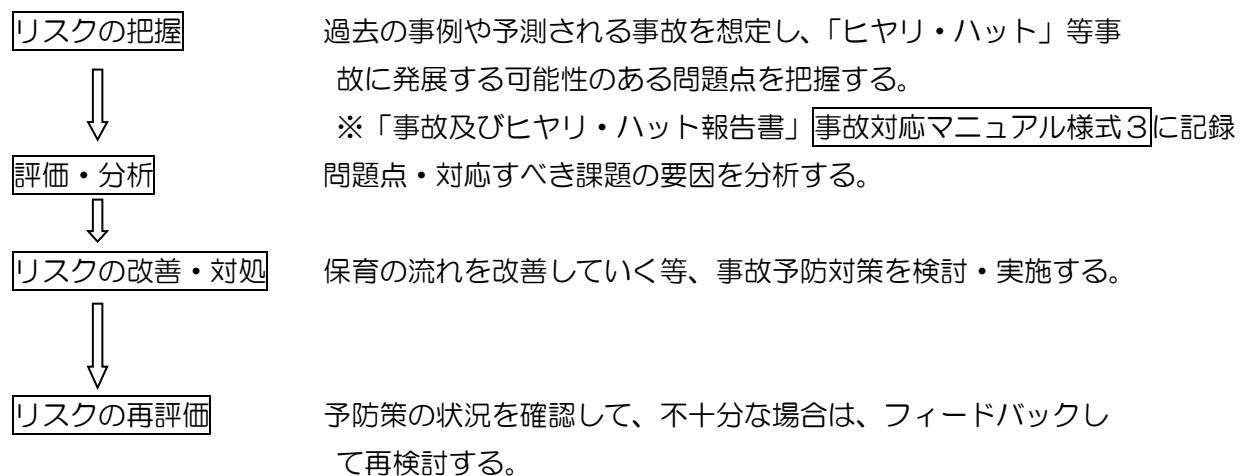
保護者や地域住民の声・指摘については、真摯に受け止め、問題の早期発見に努め、必要に応じて幼児保育課に報告し、改善策を検討する。

危機管理（リスクマネジメント）について

1件の大きな事故・災害の裏には、29件の軽微な事故・災害、そして300件のヒヤリ・ハット（事故には至らなかったもののヒヤリとした事例）があるとされる。（ハイインリッヒの法則）

重大災害の防止のためには、事故や災害の発生が予測された「ヒヤリ・ハット」の段階で対処していくことが必要である。

※危機管理（リスクマネジメント）の流れ



(2) 職員の質の向上

ア 食事、着替え、排泄、遊び、午睡などの各保育場面における安全に関する環境及び配慮事項をまとめたP21～**資料1 事故防止のためのマニュアル** こんな事に気をつけければ事故は防げる！ 一子どもから目を離さないでー を、職員間で確認・共有するとともに、日常の指導計画に意識的に取り入れる。

特に、日々の発達や体調の変化が著しい乳児については、睡眠チェック表、連絡票などで、関わるすべての職員が把握し、適切な保育となるよう対処する。

イ 間食も含めた食事については、子どもの摂食・嚥下機能が未熟で個人差も大きいことから、その発達や体調を考慮したうえでの食材の選定となるようにする。

検食を行う責任者（園長・主任）は、食する乳幼児の立場に立ち、調理法、大きさ、固さを自らの咀嚼、嚥下によって確認し、子どもの発達・アレルギーの有無や体調に応じた適切な食事環境や提供方法、見守り、援助となるように指導する。

ウ 転倒・打撲などによる外傷や嚥下・アレルギー等に伴う事故発生時の被災児童に対する応急措置や救命法などの**※対応方法**を、場面・状況別（通常保育中、早朝延長保育時、園外活動時等）に整理し職員が確実に認識するとともに、救命救急講習（人工呼吸法・AED操作）

の実技研修を毎年1回、職員に受講させ、事故発生時に係る知識・技術の維持・向上を図る。

※対応方法参考マニュアル

- ・緊急時における各種マニュアル
- ・アレルギー緊急時対応マニュアル
- ・衛生管理マニュアル
- ・感染症対応マニュアル
- ・応急手当の資料

(3) 緊急時における対応体制の確認

ア 指揮権順位

●保育時間中に危機的状況が発生した場合には、次の順位に基づき指揮命令を行う。

- ① 園長
- ② 統括主任・主任（フリー保育士）
- ③ 主任
- ④ 各学年リーダー・給食リーダー

イ 役割分担

園長	陣頭指揮、職員への連絡調整、関係機関との連絡調整
統括主任・主任	保育の統括、保護者への連絡
保育士	保育、園児（避難）誘導、応急手当
看護師	応急手当
短時間保育士	保育、園児（避難）誘導
用務員	保育の補助

ウ 緊急時にどのように動けばいいのか、どこへ通報すればいいのか、様々な場面（延長保育等職員が少ない場合等）を想定した具体的な手順書や連絡表を作成する。

119番通報時、電話口で応急措置の具体的方法の指導が受けられる「口頭指導」があるので、職員に周知しておく。

エ 手順書等は、常に職員の目に触れる場所に掲示・保管するとともに、それに基づいた訓練を常日頃から実施する。

オ 手順書等は定期的に見直しを行う。

※手順書等について

事故発生時対応フローチャート（No.1～4）

『消防・警察・幼児保育課への連絡方法』

(4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携

ア 保護者

子どもの安全に関わる習慣や行動は、園だけで見につくものではない。家庭における保護者によるしつけが大きく影響している。

また、子どもの家庭での睡眠、朝食の欠食や週末の過ごし方などが、事故にむすびつく背景要因となることも少なくない。子どもの事故防止について、家庭においても適切な対応が行われるように、園は、保護者に子どもの事故・安全に関する情報を積極的に提供し、啓蒙活動を行っていく。

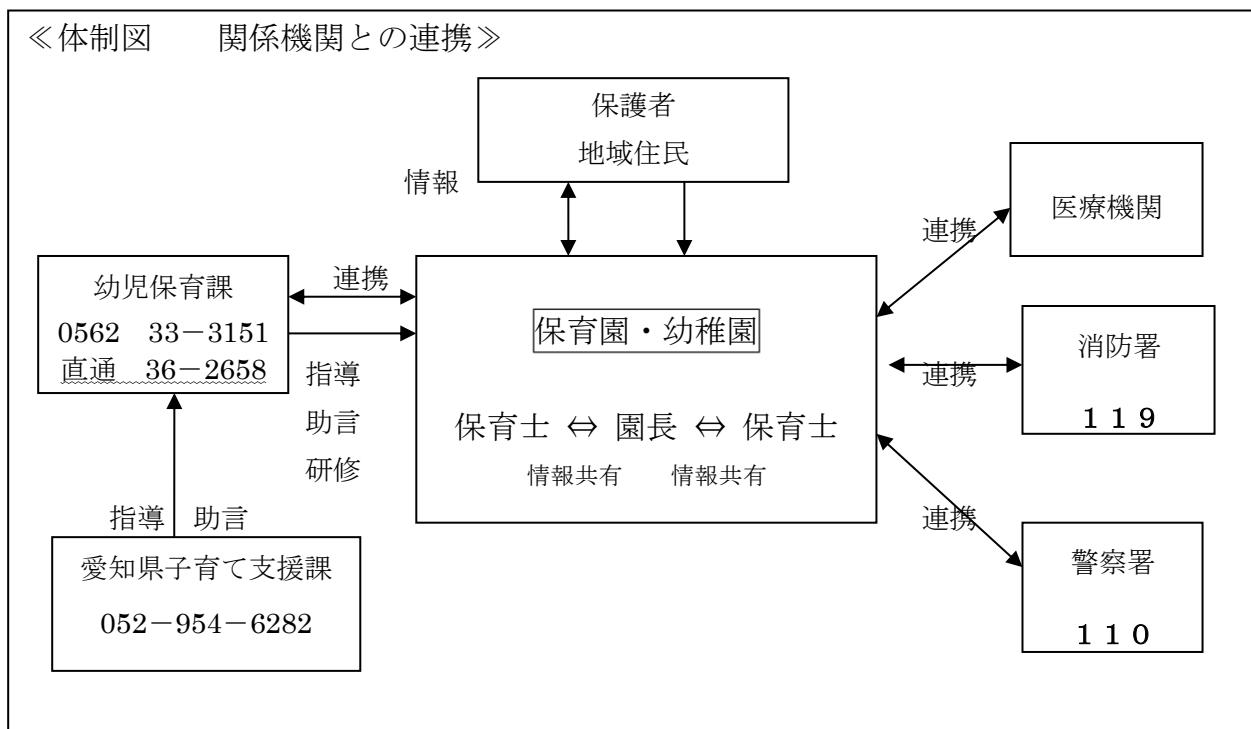
イ 地域住民等

日頃から、地域住民等に対して、園の状況や子どもたちの実態を認識してもらうよう努めるとともに、園としても地域の状況を把握し、事故発生時にどのような協力が得られるかについて地域住民等との情報交換を行うようにする。

また、園には、地域の乳幼児等の健全育成に積極的な関わりをもつことが期待されている。地域における子どもの事故防止を図るために、園児の通園路、園外保育で出かける公園などの安全管理状態についても、保育の専門家としての着眼点をもって、遊具等の安全点検を行い、必要に応じて市の管理担当部署に連絡するなど、地域における子どもの事故防止に対しても専門的役割を發揮する。

ウ 市、医療機関、消防署、警察署等との連携

下記の体制図に従い、事故発生時の際の通報や情報提供等を円滑に行う。



(5) 子どもへの安全教育

子どもの発達段階や能力に応じて、自らの危険に気づく、危険を避ける、危険に近づかない判断力、行動を育てるこも重要である。園児が自分の安全を守ることのほか、仲間の危険にも気づき、仲間に危険な状態をつくらないことも徐々に育つような保育的配慮が必要となる。

そのために、日常の生活環境や生活習慣での危険について知らせ、危険から身を守る方法や訓練を計画的に保育に取り入れていくようにする。

●子どもへの安全指導

- ・言葉で教えるだけでなく具体的に教える。
- ・子どもが理解するまで繰り返し丁寧に教える。
- ・体調の変化やけがをしたらすぐに大人に伝えるように日頃から教える。（自分のこと・友達のこと）

(6) チェックリストの作成・活用

園長、主任は、チェックリストに従い、定期的に振り返りを行い、安全管理の徹底を図る。チェックリストについては、必要に応じて項目を追加するなど見直しを行う。

2 事故への対応

万が一事故が起った場合には、安易に判断せず、専門機関の判断を仰ぐようとする。あわてず冷静に、園長の指揮の下、その被害を最小限に食いとめるよう、正確に状況を把握する。そして、手順書や連絡表に基づき、適切かつ迅速な応急措置と関係者(保護者・幼児保育課等)への連絡を行う。(保護者への連絡確認については「緊急連絡票」事故対応マニュアル 様式4にて確認)

(1) 状況把握及び応急措置

ア 協力者・応援を求める。

事故の第一発見者は、事故発見時直ちに園長及び他の職員を呼び、複数の職員により状況（いつ、どこで、だれが、どうして、どうなった等）を把握して、事前に作成した手順書に基づき職員の事故に伴う行動を分担する。

（他の人に協力を求めることにより、事故の内容の把握及び適切な対応や、応急手当、病院の受診の判断が的確となる。）

イ 必要に応じて次の行動を速やかに行う。

◆応急措置

- ・職員の応急手当は、救急隊員や医師による処置を受けるまでの前段階である。自己判断のみで長時間にわたって行ってはいけない。
- ・事故時の症状を悪化させず、少しでもよい状態で引き継いでもらえるようにする。

◆救急車の要請

◆医療機関へ連絡及び受診

◆経過記録をとる

受診準備チェックリスト・受診時チェックリスト（事故対応マニュアル 様式5）

緊急時対応経過記録表（医療的な配慮の必要な児の受け入れマニュアルP12様式5）

◆子どもたちを落ち着かせる

◆子どもたちの誘導

その場合にあっても、必ず、園長に事故の通報を行う。

通報を受けた園長は、通報内容を把握し、適切な指示をするとともに、必要に応じて現場に赴きそこで指示をする。

※事故の混乱を避けるために、事故の当事者は、リーダーとして対応しない。

(2) 関係者への通報

ア 手順書や連絡表に基づき、適切に対応する。

イ 事故の発生状況や対応について十分な説明を行う。

連絡に当たっては誠意ある言動で対応し、言動には細心の注意を払う。また、把握できた事実のみを正確に伝えることとし、個人の憶測や感想は慎むこと。

ウ 子どものけが（医療機関で受診を要したものを原則とする。）又は死亡事故が発生した場合は、保育実施者である知多市幼児保育課に事故発生の通報を行う。

通報は事故発生後直ちに行うこととし、まずは発生の事実を通報すること。その後、速やかに教育・保育施設等事故報告様式、事故対応マニュアル様式1にて事故の状況を記録する。

※重篤な事故や死亡事故・・・教育・保育施設等事故報告様式 事故対応マニュアル様式1に記録し、幼児保育課に報告

※医療機関受診したもの・・・事故記録簿 事故対応マニュアル様式2 医療の点数が500点以上の場合は災害報告書等（別紙）を幼児保育課に提出

事故状況の記録

全職員が協力して、登園してから時系列で事故にあった子どもについての事実関係を書き出し整理する。この場合、記録の管理責任を明確にするために特定の人が管理するとともに「報告様式」作成も念頭に、可能な限り事故発生直後から事故現場の写真やICレコーダーの使用などの工夫により、事故当時の状況を適切に記録に残しておく。

関係者への報告書は、この記録に基づき適切に行うこととする。

(3) 子ども等への対応

園事故では、意図的でなくても、他の子ども等がもう一方の当事者（加害者）となることもある。当事者を含め、園全体で、子どもたちに安全指導を行い、子ども自身が危険を認識し対応できるように指導する。指導の際は、言葉で教えるだけでなく具体的に子どもが理解できるよう丁寧に教える。また、事故にあった本人はもとより、加害園児等も傷つき、相当の心的負担がかかっていることに留意し心のケアを十分に行う。

(4) 保護者への対応

・応急手当、事故発生直後の対応終了後は、出来る限り迅速かつ確実に事実確認を行い、園側が知り得た事実は、被害園児等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。

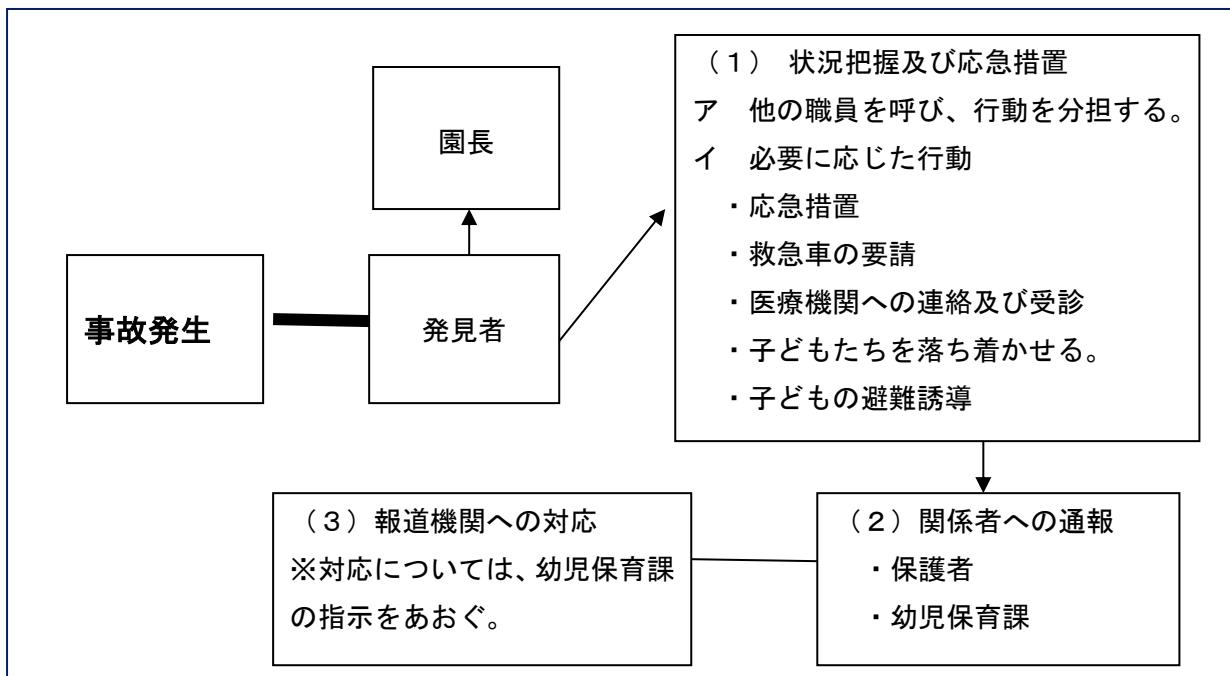
・園は、被害園児等の保護者に寄り添い、信頼関係にたって事態への対処ができるよう、園長が責任者となり、常に情報の共有化を図る。

(5) 保護者への説明

- ・保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害園児等以外の保護者に対しても、状況に応じて園から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
- ・情報を発信する際には、外部に出せる情報を明確にし、発生事実の概要、対応経過、今後の取組・方向性などに整理して説明する。
- ・保護者説明会の開催等、被害園児等以外の保護者の説明の際には、あらかじめ被害園児等の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

(6) 報道機関への対応

発生した事故の内容によっては、報道機関への発表や取材申込に対応する必要が生じる。その際の対応方法については、幼児保育課の指示をあおぐようにする。



※対外窓口の一本化

- ・重大事故の場合には、保護者やマスコミ関係者との窓口を一本化し、窓口は、市の広報課と幼児保育課とする。
- ・職員は、憶測での発言のほか、事故についての発言を控える。
(◎憶測、類推は誤解を生じ、問題の解決を困難にする。)
- ・万が一対応を求められた場合は、幼児保育課の指示をあおぐ。

3 再発防止のために

不幸にも事故が起こった場合は、全職員で検証し、課題を整理し、再発防止に努める。

(1) 再発防止策の策定

事故を検証し、事故原因を究明するとともに、幼児保育課のアドバイスも受けながら、再発防止策を策定する。また、これを踏まえて事故対応マニュアルの見直しを行う。

<再発防止のポイント>

ア 事故の直接的な原因だけでなく、その背景にある根本的な原因を明らかにして本質的な対策を講ずること

イ 事故は、複数的要因から連鎖的に発生することが多いため、多面的な視点から原因究明をして、効果的な対策を選択・組み合わせて再発防止を図る。

ウ 職員間のコミュニケーション

リスクマネジメントを進める上で、職員間のコミュニケーションが重要である。保育士、看護師、栄養士、調理従事者等との職種を越えたコミュニケーションが不可欠であり、そのためにも園長が中心になって、普段から情報交換や意見交換ができる環境をつくるように心がけていく。

エ 情報の共有化

組織全体でリスクマネジメントに取り組む上で、子どもの体調の変化や留意点、発生した事故、ヒヤリ・ハットの事例等に関する情報や対応策を、職場内で共有することが重要である。情報を共有することで、起き得るリスクや対応策を学び、組織として事故防止への意識や対応を向上させていく。※参考資料：子どもの発達と事故例

オ 苦情解決への取り組み

リスクマネジメントの観点から、苦情解決に向けた取り組みはきわめて重要である。苦情は、利用者の視点から発せられているため、保育園が見落としていた問題を発見できる機になることが多く、謙虚に受け止めで早期対応を心がける。

また、現状において改善が困難なものについては、できない理由を利用者にていねいに説明し、理解してもらうように努める。

カ 保育の質の向上

事故防止の視点から、苦情解決の取り組みを積極的に行い、事故を未然に防ぐ。自分たちの保育の中身を点検・見直しをし、職員の人材育成を含めた保育の質の向上に努める。

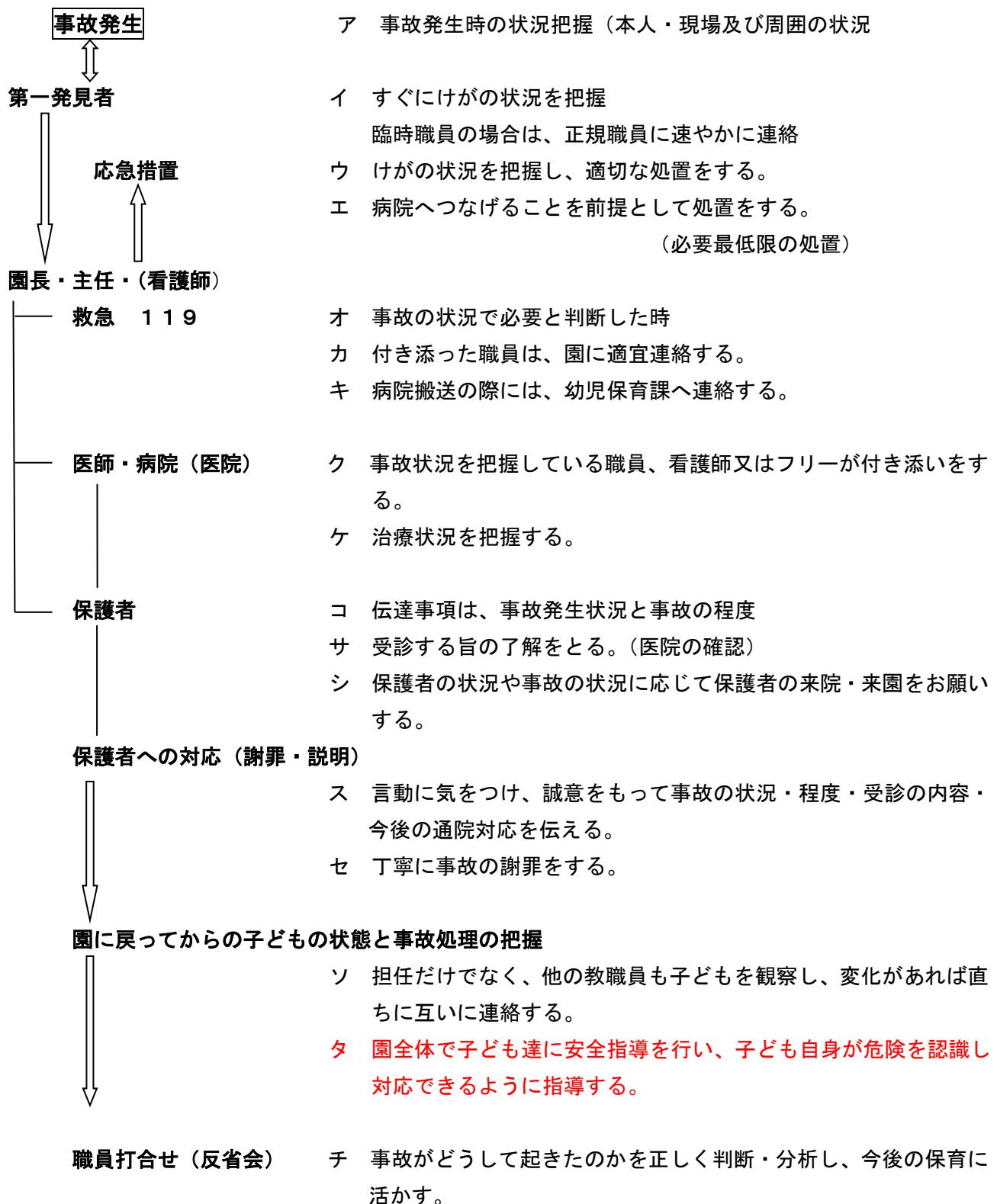
(2) 職員への周知徹底

策定された再発防止策や事故対応マニュアルに従い、職員全員が適切な行動がとれるように会議や研修等を通じて周知徹底する。

- ・ヒヤリハット
- ・クライシス・リスクマネジメント
- ・安全管理
- ・保護者対応
- ・応急手当等緊急時の対応など

事故発生時対応フローチャート (No. 1)

<保育園・幼稚園で事故が発生した場合>



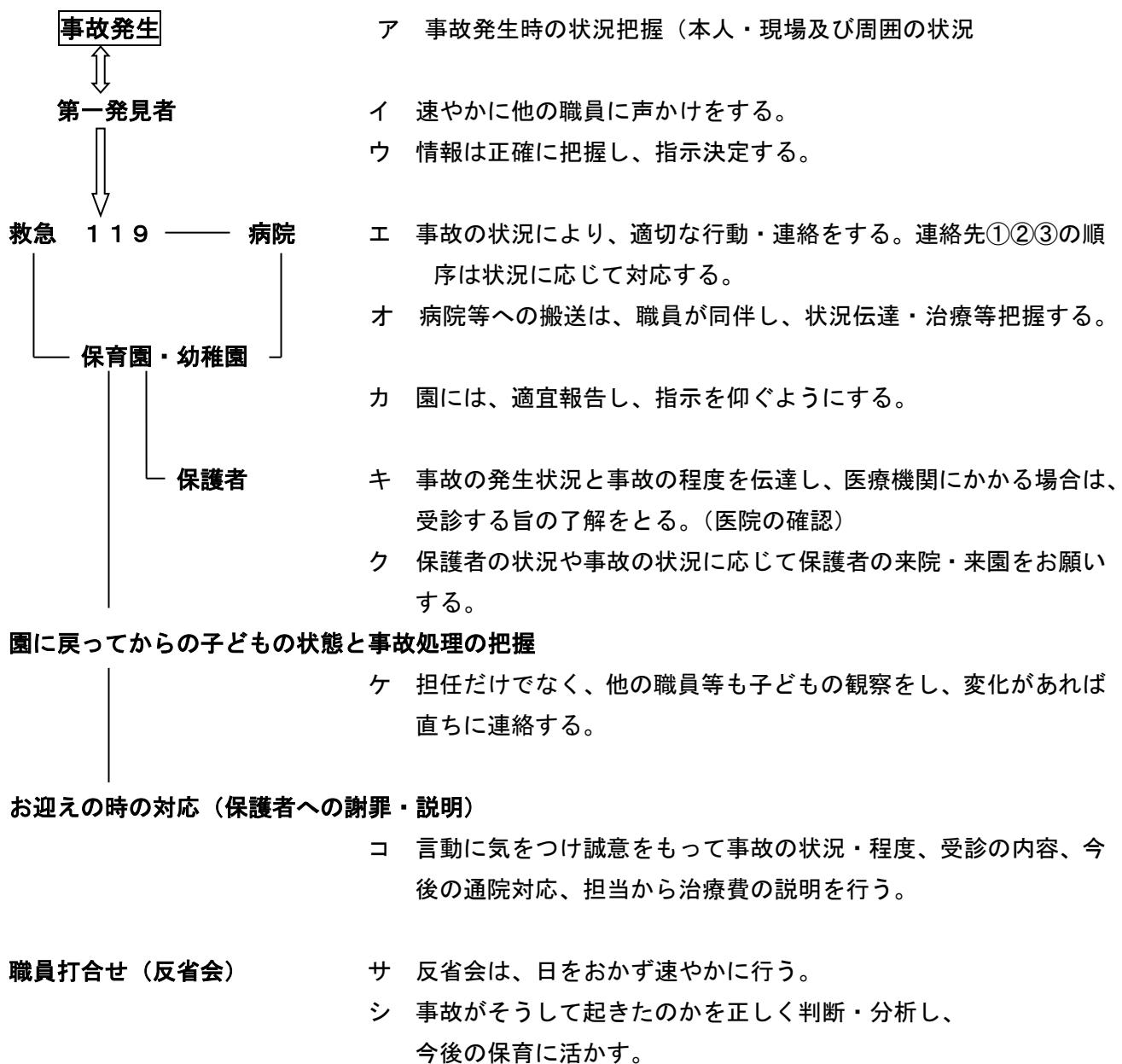
チ 事故がどうして起きたのかを正しく判断・分析し、今後の保育に活かす。

※保護者との対話は、必ずメモをとり記録に残す。

※事故発生からの対処、保護者とのやりとりなどは、時間入り行動表を作る。

事故発生時対応フローチャート（No.2）

<園外保育で事故が発生した場合>



※保護者との対話は、必ずメモをとり記録に残す。

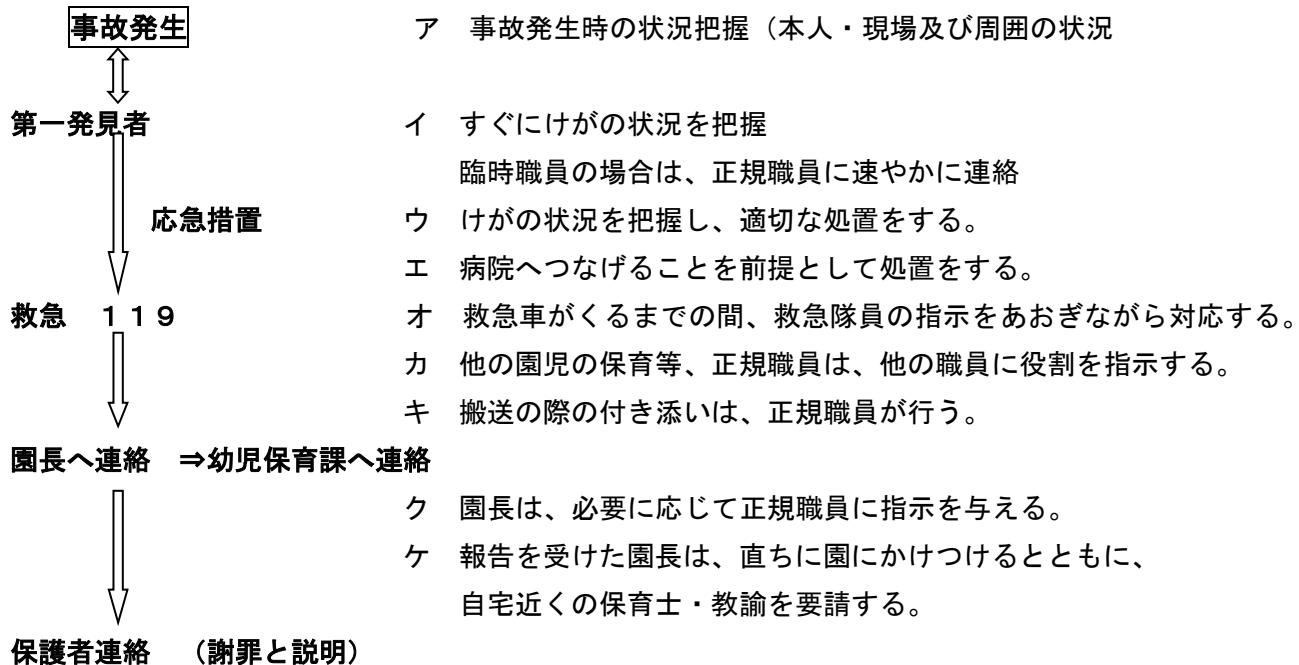
※事故発生からの対処、保護者とのやりとりなどは、時間入り行動表を作る。

事故発生時対応フローチャート (No.3)

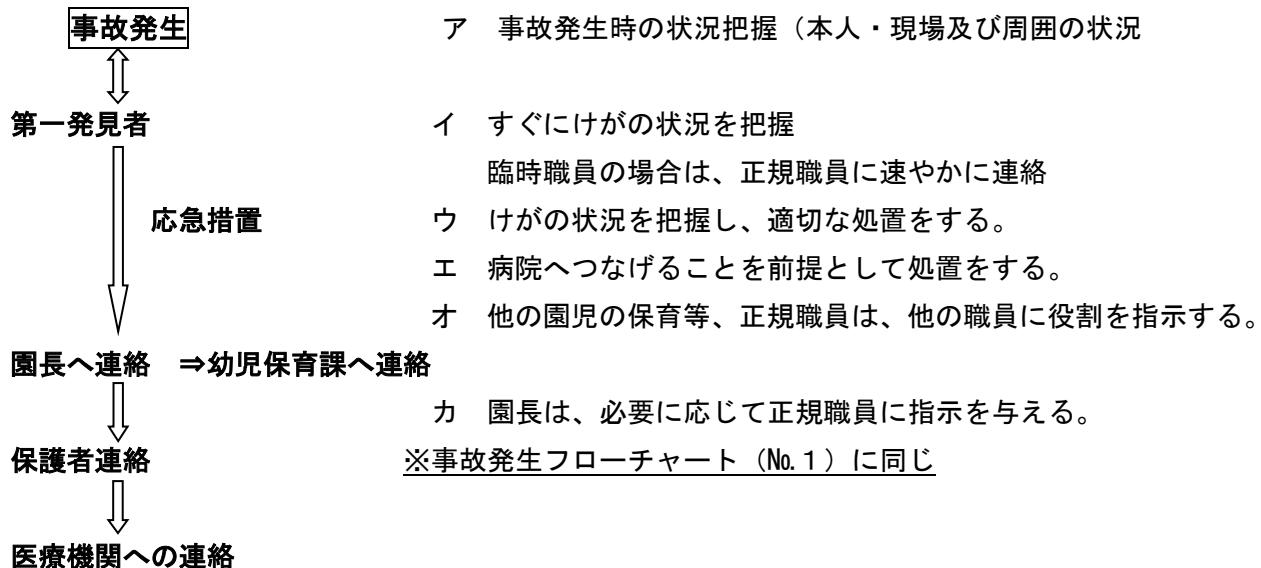
<早朝保育中（園長不在の時）事故が発生した場合>

1 救急車要請が必要な場合

[症状]
けいれん ひきつけ 大量出血 嘔吐 頭蓋骨骨折等大骨折 おおやけど ショック状態等

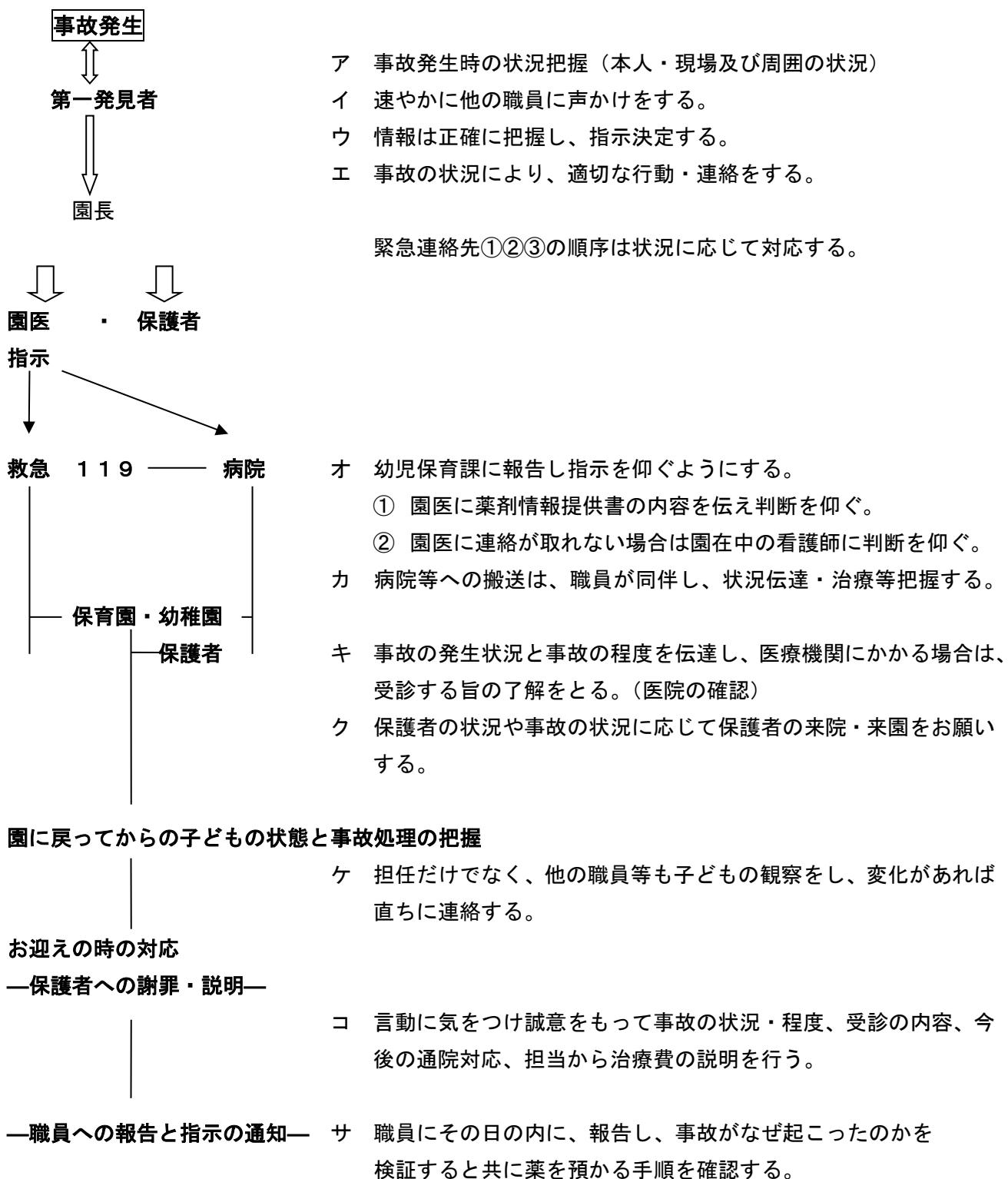


2 医療機関受診の事故の場合

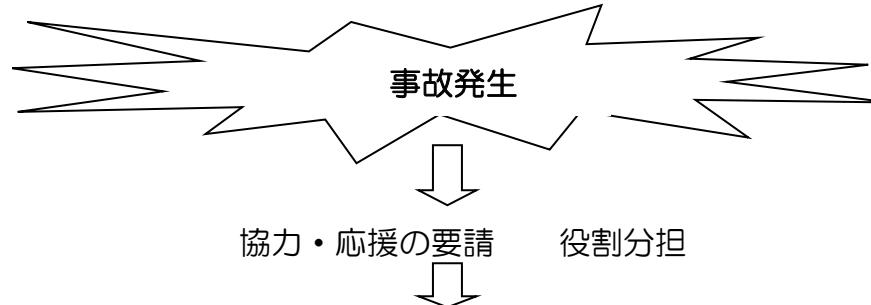


事故発生時対応フローチャート (No.4)

<薬の誤提供事故が発生した場合>



<事故発生時の手順>



救急車の手配	事故児童の応急手当	園長・主任に連絡	保護者へ連絡	その他の子どもの対応	幼児保育課へ連絡	園医への連絡	経過の記録
	<p>適切な応急手当 応急手当は、救急隊員や医師による処置を受けるまでの前段階 自己判断のみで長時間行わない 事故時の症状を悪化させず、少しでもよい状態で引き継ぐ</p>	<p>園長や主任に事故の第一報を行い、指示を受ける。 園長か主任には必ず連絡できる体制をつくっておく</p>	<p>事故が起きた時は、迅速に事実関係を把握し、保護者に連絡を入れる。 事故の内容は、正確に誠意をもって伝える。 自己防衛が先にたち、弁解的にならないように注意する。 事故の発生状況やその後の対応について十分な説明を行う。</p>	<p>子どもを動搖させないように、読み聞かせ等の静かな遊びで落ち着かせる。</p>			<p>経過を時系列で記録する。 事実関係のみを記録する。 事故発見者や当事者以外がある。(客観的になれないので) 今後の重要な資料となるため、他の職員と協力し、前後関係等、正確に記録し残す。</p>

表 子どもの発達と事故例（始まる時期）

	0ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	1歳	1歳6ヶ月	2歳	3歳	4歳
発達の段段	首すわり 特に柔らかい布団に注意が必要	寝返り 布団の周囲に移動が可能になる		ひとり座り 周囲の物に手が届き、興味を持ち始める はいはい 好奇心いっぱいの時期							ひとり歩き 自由に移動し始める		階段を上る 平面だけの移動に高さが加わる		高い所から飛び降りたり動きが活発に
交通事故	チャイルドシート未使用による事故や死亡 車内の熱中症										転歩中の事故 大人との自転車2人乗りによる事故	三輪による事故 ヘルメットの着用を！		自転車による事故 ビニール袋で頭打つ	
起りやすい事故	枕・柔らかい布団による窒息死 この家の死因No.1	よだれかけの赤ちゃんが嘔吐する	たばこ、ボタンなど手にするものは口でも口に入れてしまう	転倒の物に手を入れてしまう	ボトル、アイロン、鍋類、ストーブ、ヒーターなどを触ってみけど	離れないと止まらない	窓やベランダ、階段から落ちる	窓の中で転んだりテーブルの角に頭をぶつける	ドアに手を挟む	ドアに手を挟む	窓やマッチ、ライターで火けど	火遊び防止対策を！	割り台やフランコから落ちる	プールや海、川で溺れる	
火遊び	大人がうっかり點いた飲み物をかけてしまう	熱いお風呂に入ってしまう	抱いていた赤ちゃんを大人が落としてしまう	ベットやソファから寝返りをして落ちる	手を滑らせて赤ちゃんをも過の中に落としてしまう										
転倒・転落															
水の事故															

けがの対応

- 1) けがをした部位、状態を把握する。
- 2) 緊急を要する場合は、救急車を要請する。
- 3) 救急車を要請しない場合
 - 応急手当を確実に行う。（緊急時に実行できるよう、ふだんから自己研鑽に努めておくこと。）
基本的には、素人判断することなく、病院・医院の診察を受けさせること。
 - 患者の様子に注意し、園児が安心できるようにする。
 - 保護者へ連絡し、けが等の状態を伝える。けが等をさせてしまったことを、謝罪する。保護者にあわてさせないこと。
病院・医院に連れていく場合は、職員が付き添っていくことを伝え、安心させる。
 - 幼児保育課に、園児名、ケガの状況、診察する病院・医院の名称、対応職員名を報告する。診断結果後、幼児保育課に状況を報告する。

[その他注意事項]

- 保護者や医師にケガ等の状況を、誤りなく説明できるよう、メモを取るなどにより把握する。

病気の対応

- 1) 熱が37.5度以上ある時は、園長または主任に報告してから保護者に連絡をとる。
保護者が迎えにくるまでは、安静にしたり症状に合わせた適切な処置をしたりして過ごす。
- 2) 保護者に連絡がとれない場合は、園長または主任に連絡する。
- 3) 子どもに身体的異変が見られたり緊急を要したりする場合は、素人判断による対応せずに、救急車を要請する。

連絡先

(緊急)

火 事 1 1 9

救急車 1 1 9

警察署 1 1 0

(緊急以外)

知多警察署 0 5 6 2 - 3 6 - 0 1 1 0

知多消防本部 0 5 6 2 - 5 6 - 0 1 1 9

西知多総合病院 0 5 6 2 - 3 3 - 5 5 0 0

園 長

主 任

園 医

歯科医

職員室の見やすい位置に掲示する

火事 1 1 9

落ち着いて通報しましょう

救急車 119

落ち着いて通報しましょう

(救急車を待っている間にいらっしゃる)

職員が連携をとりあいましょう

- ・応急手当を確実に行う。
 - ・患者の様子に注意し、安心できるようにする。
 - ・保護者へ連絡し、けが等の状態を伝える。けが等をさせてしまったことを謝罪する。
 - ・幼児保育課に連絡する。

警察 110

落ち着いて通報しましょう

- ・行方不明・交通事故・池・川・海での事故・誘拐
 - ・その他（侵入・盗難・不審者・異物の拾得など）

- | | |
|--------|----------------|
| ①いつ | ○○月○○日○○時○○分ご |
| ②どこで | ○○○○○○○○○○で |
| ③だれが | ○○○○○○○○○が |
| ④なにを | ○○○○○○○○○を |
| ⑤どうして | ○○○○○○○○○をしていて |
| ⑥どうなった | ○○○○○○○○○○になった |
| ⑦通報者は | どこの誰○○○○○です |
| ⑧連絡先 | ○○○○○○○○です |

救急車を使用しない事故の対応

西知多総合病院

0 5 6 2 - 3 3 - 5 5 0 0

- ① ○○○○保育園の○○です。
- ② 救急患者をお願いします。(交換手にとり継ぎ依頼)
- ③ 子どもの名前・けが等の状況
- ③ 子どもの住所
- ④ 男・女の別 生年月日

[保育士がすること]

- ・応急手当をする。(薬品はつけない。)
- ・保護者に連絡をする。
- ・病院に運ぶ。

こんな事に気をつければ事故は防げる！

— 子どもから目を離さないで —

<保育室で遊ぶ時>

保育室は生活と遊びが混在する環境でもあるため 転倒、衝突、異物が入り、頭部打撲、肘内障、眼に負傷する例が多い。それらを防ぐためには、場面に応じ子どもの発達や特性や動線を考えた配慮が必要となる。

	環境	安全指導・配慮
保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・室内は整理整頓を行い、物と物の距離を考えた配置にする。 ・ロッカーの上のCDデッキやキーボードが落下しないようにする。 ・棚は倒れてこないように固定する。 ・衝突しやすい家具やサッシなどの角には衝撃吸収カードを取り付ける。 ・扉の隙間などには覆うカバーなどを取り付ける。 ・コザやじゅうたんやマット等は固定し、角がめくりあがらないようにする。 ・床に物が点在しないよう片付ける。 ・乳児クラスは口の中に入ってしまうような小さい（※直径39ミリ、最大奥行51ミリの円筒形状以下の物）おもちゃや、又は、園で保育用に教材として用意したおもちゃ以外は出しておかないと。 ・異年齢で遊ぶ時は小さい年齢に合わせた環境に整える。 ・カーテンの中に入り込んだり、ぶら下がったりすることのないように、子どもの手の届かない高さにまとめるなどを工夫する。 ・タオル掛けやヘルメット掛けの先が子どもの目線に出てないかを確認。 ・子どもが入室禁止の倉庫、教材庫、職員トイレ等の扉が開けっ放しになっていないか確認。 ・荷物を持って階段を移動するときの荷物の持ち方や、置く場所を決める。 ・ピアノのふたの開閉で手を挟まないようにする（指挟み防止装置をつける・施錠する）。 ・ピアノは置き場所を考え、転倒や落下を防ぐ。（転倒防止装具） ・ピアノの上に物を置かない。（花瓶、ティッシュ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアの開閉の際は、子どもの指の位置を確認してから行う。 ・引き出しやドアを開け閉めして遊ばせない。 ・椅子に立ち上がったり、机に乗ったり、もぐったりしてふざけさせない。 ・はさみを使用したら出したままにせず、必ずカバーに入れて片付ける。 ・はさみ・テープカッターなど、子どもが扱うのに危険が伴う用具については、その危険性について指導する。また、子どもの発達や習熟度に応じて、数量の加減や個別対応をし、必ず、大人の目の届くところで使用させる。 ・鼻や耳に小物を入れて遊ばせないようにする。 ・色水やクレヨンや粘土など誤食誤飲しないように注意する。 ・保育室からテラスや廊下に飛び出さないように指導する。 ・保育室で走ったり、押し合ったりしないように指導する。 ・机や棚などの上に乗って遊ばせない。 ・絵本や紙芝居の角や木製のレールなどおもちゃを友だちに投げつけたり、振り回したりしないように注意する。 ・狭いところに子どもが集中しないように遊びを分散する。 ・職員が交代する時は引継ぎを行う。 ・0歳児は保育者の後追い1歳児は保育者の真似をすることなどを忘れない。 ・子どもがカーテンの中に入り込んだり、ぶら下がったりしないよう普段から指導する。 ・梱包材やガーゼ等で先端を保護する。取れてしまうこともあるので、常に確認をして修理する。 ・子どもが入室禁止にしている所は入ることができないよう鍵をする。職員間でも危険箇所であることを共通理解し、職員が開けたら閉めることを徹底。 ・荷物を持っての階段の移動は、バランスが崩れるので水筒等は斜めに掛け、バランスを崩れないようにする。 ・ピアノには触れたり、近くで遊ばないように、日頃から安全指導を行う。 ・ピアノを移動した際には、転倒防止装具の着用を必ず行う。

個別配慮	<ul style="list-style-type: none"> 脱臼しやすい子どもの把握と腕を強く引っ張らないように注意する。 かみつきやひっかきをする子には、素早く防止できるように気を配る。特に友達への関心が強くなつた頃や言葉が十分使えない葛藤が生じる頃には、その子の思いを先に保育者が代弁して気持ちを安定させて関わり方の方法を一緒に行う。 体調や機嫌など子どもの心の動きに注目する。(いつもと違う表情・気持ち・話し方・イライラ等) 障がいのある子どもその子の特性を理解して、目線や表情などから予測される衝動的な行動による怪我を防ぐ。 年齢が大きくなると言葉により人を傷つけてけんかになつたり、前の嫌な経験から相手に悪印象があり、攻撃的になつたりする場合など友達関係による要因もあるので、友達関係にも注目しておく。けんかの仲裁は、ただ単に解決するのみではなく、要因については感情も含めて丁寧に聞き取りをする。
------	---

<食事の時>

給食前後は子どもの動きや保育士の動きが煩雑となり、また、保育士が配膳に気を取られがちとなるため、怪我が発生しやすい時間である。平成30年7月に発生した南柏谷保育園の事故を受けて、今一度、保育士の安全に対する意識付けを徹底するとともに、より具体的な安全指導・配慮の行動を示すことで、二度とこのような事故を起こさないようにする。

	環境	安全指導・配慮
準備	<ul style="list-style-type: none"> 台拭き用の消毒液は子どもの手の届かない場所に保管され、使用の際は子どもが近くにいないか確認する。 机・配前台を消毒する。 机の配置は、子どもが落ち着いて食べる位置にあり、保育士が子どもの様子を見渡せるように配置。机の移動の際には、十分、子どもの動きに配慮しながら設置。 机は子どもの身体に合った机と椅子を使う。 机の脚がきちんと立っているか確認する。 <p>【保育室に配膳車が到着する時刻】</p> <p>給食時</p> <ul style="list-style-type: none"> 未満児 11：15までに、 子どもは手洗いを終え、着席。 幼児 3歳児 11：30までに、 4,5歳児 11：40までに、 子どもは手洗いを終え、着席。 <p>おやつ時</p> <ul style="list-style-type: none"> 未満児・幼児共通 14：30を目安に 子どもは手洗いを終え、着席。 	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液は適正濃度に希薄し管理はその都度行い、子どもの目に触れないところに保管し扱いには注意する。 トイレ、手洗い保育室と子どもの行動範囲が広がるが、目が届くようになる。手指消毒については、インフルエンザ等感染症が流行した時に、必ず保育士が子どもの手の平にのせて行う。 汁物等の温度は保育室で安全に提供できる温度として、40度程度、厨房から保育室までの配膳時には子どもが火傷をしないようにする。 給食が10：30目安に出来上がり、検食を10：50までに終え、温度を厨房で下げる時間が確保できるようにする。 配膳車が廊下を移動する時、移動させる者は、周りに子どもがいないことを確認し、「ワゴン通ります」と声をだし、周りに知らせる。 配膳車は危険なものとし、保育室の外に止める。 食缶等を各保育室へ搬入する時、子どもは給食準備の手洗い等を終え、着席している状態にする。 保育室内に食缶等を搬入させる場合、子どもと搬入する者の距離は1m距離を開け、子どもの動きに注意し行う。 配膳車は、食缶等を保育室に搬入後、子どもの動線を考えて危険の無いように配置する。
配膳	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが全員着席してから配膳する。 食事を落ち着いて摂れ、食器類が一人ずつ並べやすいように、席は保育机に最高6人までとする。 盛り付け配膳時も、配膳車搬入時と同様、子どもは着席している。 	<ul style="list-style-type: none"> 椅子から立ち上がる、揺らすなどないよう姿勢を正しくして配膳を待たせる。 配膳されたものを取りに行く時や食器を片付ける時に椅子や机で足を引っ掛け転倒しないよう注意する。 個々の食べ具合に応じて食材の大きさや状態など給食担当者と話し合い、子どもの月齢や個々の症状に応じた食事が

	<p>お替りの温度の温かいおかずは子どもの手の届かない別の机を準備し配膳前後、右記図のように離して置く。</p>	<p>提供されるようにする。</p> <p>食缶は配膳前も手の届かない所に置き、又幼児は配膳台に食事の皿を取りに来る事がある為後も子どもの手の届かない所に置き換える。</p>
食事中	<ul style="list-style-type: none"> お茶や汁をこぼした時は、床が滑らないように拭き取る。 0,1歳児は、保育士が一人ずつの子どもの様子がよく見える位置に配置し、食事援助に当たる。2歳児についても同様。 <p>※0,1歳児担当保育士は、食事介助に徹するよう休憩時間に食事をとる。2歳児についても同様であるが、子どもの食事の自立状況により、保育士も共に食事を摂る場合もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食事中は足をそろえ、椅子に深く座り、背中を伸ばして机の方を向いて姿勢を良くして食べるよう指導する。 食事の途中で箸やスプーンを口にくわえたまま席を立ったり、箸先や、スプーン・フォークの先を人に向けたりしないよう注意する。 食物アレルギー児は、保護者、給食担当者、担任と除去食について話し合い、給食配膳時に間違えないよう別に作り名前を表示するなどし、食事時も隣の子の食事と混同しないよう確認する。 小骨のある魚メニューの時には、骨がないよう調理の際や配膳時に骨を除去し、骨があった場合は安全な食べ方を指導する。また、食前にも、子どもに注意して食べることを指導する。 椅子から落ちたり、ひっくりかえったり、椅子で自分の足を踏むことが予想されるので椅子の座り方や姿勢に注意する。 1口サイズに気付かせ、良く噛んで食べるよう指導する。(団子など固形の物をよく噛まないで喉につまらせることがないよう、月齢に応じて小さく切りよく噛んで食べるよう指導する。) 箸や花見団子などのくしでは遊ばないよう扱い方に注意する。
食後	<ul style="list-style-type: none"> 歯ブラシを持ったまま走ったりすることのないようにする。 食べ終わる時間に差がある場合は、食事中の子は1つのテーブルに集めるなどして、子どもの状況を把握しやすくする。 	<ul style="list-style-type: none"> 歯ブラシをくわえて走ると危険なことや、振り回すと周りの子の目に入ることもあるので扱い方を知らせる。 食後の片付けの手順を考え、子ども同士衝突しないよう子どもの動線を考慮する。 給食後の配膳車は子どもと一緒に片付けない。
個別配慮	<p><食物アレルギー児></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者、調理員、担任と事前に打ち合わせして除去食献立のチェックをし、複数の職員で確認を行い間違えることのないようにする。(調理時・検食時・配膳時) 子どもが隣の子の食事と間違えて誤食することのないよう席を離し保育者が傍について間違いがないようにする。 未満児は食事の片付けの際に落ちているものを拾い食いすることが予想されるので、食事の後も注意する。 重症度に応じて、食後手洗いをして、他児の手についたアレルゲンがアレルギー児につかないようにする。 	

<トイレ・手洗い場・シャワー室>

トイレは、活動の切れ間に利用することが多く、園により、トイレが離れていたり、集合トイレであったりと保育士の目が届きにくく死角になりやすい。取手や蝶番や扉に金属が使われており、はさんだり転倒してぶつけたりした際、大きな怪我につながる。排便後や夏場のシャワーを使う時は、水を使うため滑りやすくなるので注意が必要である。

	環境	安全指導・配慮
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・蝶番や扉など手指挟みをしないよう保護する。 ・衛生的でいつでも使用できるようにする。 ・ざら板やマットなどつまづきやすくなっているか点検する。 ・消毒は子どもの手の届かない視界に入らないところに保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレが死角にならないよう保育士の位置を考慮する。 ・未満児は待つ位置などの提示をするなど、混雑しない工夫をする。 ・年齢によって、水洗レバーは大人が介助しておこなう。
手洗い場・シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場の床が濡れていないか確認。 ・衛生的でいつでも使用できるようにする。 ・手袋、洗濯バサミなど使用するものは手の届くところに準備しておく。 ・水で濡れた所は、滑らないように拭き取り、足拭きマットを用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が手洗いを終えた後、濡れていないかを必ず確認し、濡れていたらすぐに拭き取る。 (すぐに使用できるモップ、雑巾等を用意しておく) ・お湯の温度に注意する。 ・洗っている時に動かないようにつかり棒を握らせる。 ・0歳児は、しっかり立てるようになってから使用させる。

<戸外あそびの時>

保育士は、子どもが遊んでいる状況や周りの安全を確認し常に自分の立ち位置を考慮する事が必要です。

また、園庭に出ている保育士は、常に人数確認をし、誰がどこで遊んでいるかを把握しましょう。

一人ひとりの発達、運動能力を踏まえ遊びを見守ると共に、子どもの能力以上のことをさせないように気を付けましょう。特に、年度当初は、各園での園庭の使い方を全職員で確認し、危険個所について誰もが意識して保育するようにしましょう。(教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドライン・厚生労働省)

固定遊具(すべり台等)には、落下防止のためのネットなどを付け加えないようにする。(首が引っ掛かり、窒息のおそれがあるため。遊具基準は、落下した際でも、頭がすり抜ける幅に設定してある。)

ただし、安全領域(遊具から1M四方)に入らないようにするためのプランコ安全柵のネットの設置や、鉄棒のナットの突出を保護するために緩衝材を巻くなどの措置は可とする。(R4.1.14 幼児保育課確認事項)

★マークのついた固定遊具は、R3年度知多市の遊具点検(安全基準点検)にて、首等がはさまる事故や怪我をするおそれがある遊具としてハザード3となった遊具です。自園の遊具のどこに危険がひそんでいるのかを確認しましょう。

	環境	安全指導・配慮
固定遊具	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが遊び出す前に露や雨上がりの遊具の水滴が拭きとつてあるか点検する。 夏場は気温が35度以上で高温注意情報が発表された場合は戸外遊びを中止する。 気温に応じて遮光ネットを張るなどの対策をする。 <p>★基礎の露出部分は、定期的に土をかぶせコンクリート部分が隠れるようにしておく。</p> <p>ぶらんこ</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入口以外の不意の侵入防止対策〔柵など〕の設置がされている。 基準(地面から座位までの高さ)の30cm~35cmの高さが守られている。 <p>すべり台</p> <ul style="list-style-type: none"> すべり面や着地点に危険な物や障害物は置いてないか確認する。 夏場すべり面の温度に注意し危険を知らせ、必要に応じて遊べないように表示したりする。 <p>★滑り台頭部、胴体の挟み込みが想定される隙間があるため、服やカバン等挟み込みや絡まりが起こる可能性がある。</p> <p>雲梯・・転落防止の安全マットを敷く。</p> <p>★上に登ると体は通っても首が抜けないことも考えられる。</p> <p>登り棒・・危険な物、障害物は落ちていないか確認する。</p> <p>★上の突出部分に服等が引っ掛けやすい構造になっていることがある</p> <p>鉄棒・・鉄棒の下に危険な物、障害物が落ちていないようにしておく。マットやタイヤなど設置し転落防止がされている。</p> <p>移動式鉄棒・・ねじの緩みがないか、高さ調節の位置は正しいか確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気温に応じて水分補給や時間調整を行う。 日差しや危険な物から頭を守るために、戸外に出る時は、保育士も子どもも帽子をかぶるようにしましょう。 <ul style="list-style-type: none"> 固定遊具の安全な使い方を遊ぶ前に知らせ、安全に気を付けて遊べるようにする。 遊具を順番に使うなど、遊びに必要なルールと一緒に遊ばせながら伝え、守ることが出来るよう繰り返し指導する。 遊具を使ったら元の場所に片付けることで安全に気持ちよく使えるようにする。 園庭の裏など保育者の眼が行き届かない場所は、保育者と一緒に行って遊ぶように指導する。 遊具を持って固定遊具に登ったり上から遊具を落としたりしないよう注意する。 遊具にロープやひもなど結んであそばないよう指導する。 <p>・挟み込みにくく動きやすい服装か確認。</p>

	<p>ジャングルジム・・危険な物、障害物は落ちていないか確認する。複数人が登って遊んでいないか、高い所に登り過ぎていないか、玩具を持って上がってないか確認。</p> <p>コンビネーション・・危険な物、障害物は落ちていないか確認する。</p> <p>タイヤ・・飛び越えた先にすべる場や、ぶつかる場がない状況にする。子どもの動きを予想し飛ぶ方向や積む高さなど、各園に合わせた使い方を確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャングルジムの上と下で子どもが遊んでいる場合には、それぞれの子どもに知らせ、注意して遊ぶように呼びかける。 ・ジャングルジムで遊ぶ=高い所=危険と捉え、必ず保育士が傍に付く。危険と感じた姿は、理由を伝えすぐにやめさせる。 ・発達に合わせて、登る高さもルールとして決める。
運動器具	<p>太鼓橋・・転落防止の安全マットを敷いておく。</p> <p>跳び箱・・踏み切り板、飛び降りる場所に安全マットを敷く。踏み切り板が砂で滑りやすくなっているか確認する。</p> <p>平均台・・平均台の下に安全マットを敷いておく。</p> <p>竹馬・・竹馬の足のせ台がゆるんでいないか確認しておく。竹馬に乗る広い場所が確保されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの運動能力が伸びるように全身を使った遊びが十分できるように空間を広く取り、環境を整える。 ・保育者は遊びを見守るだけでなく、子どもに何が危険か知らせ自ら気をつけて遊べるように指導する。 ・跳び箱の周りで他児が遊んでいないか確認し衝突を防ぐ。 ・竹馬など遊びの習熟度に応じて出す数と対応する保育士の配置や人数の配慮をする。

移動遊具	<p>なわとび・・固定遊具や身体に結びつけて遊んでいないか確認する。</p> <p>コンビカー・・破損していないか確認する。</p> <p>三輪車・スクーター・・コンクリートの上で乗ると砂ですべりやすので砂を履き出しておく。スピードを出して乗る時に周りに障害物がない確認する。</p> <p>ホッピング・・安定した場所で使用する。</p> <p>ぽっくり・・底の部分の破損がないか確認する。</p> <p>フープ・・つなぎ目の破損はないか確認する。</p> <p>ボール・・ボールで遊ぶ為のスペースが確保されている。</p> <p>ドリームトンネル・・トンネルを固定する支柱があり固定されているか。トンネルの中に砂が入ったら取り除く。</p> <p>バスケットゴール・・転倒防止におもりがしてある。</p> <p>玉入れ台・・保育者が支柱の傍につき支え、転倒防止がされている。</p> <p>木製の椅子・いす・渡り板・・板が滑らないように固定しておく。板の下に安全マットを敷いて落下防止をする。釘やとげやさくくれが出でていないか確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なわとびやフープで遊んでいる周りで遊んでいる子がいないか確認させる。 ・コンビカーなど、転倒しやすい遊具で遊んでいる時は、とっさの場合に対処できるよう、保育者は子どもとの距離に配慮する。 ・三輪車・スクーターを使ったら所定の位置に片付ける習慣にしていく。 ・雨上がりで地面がゆるい場合は竹馬やホッピングなどの遊具の使用は控える。 ・遊具の使用目的以外の使い方をしないように指導する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・木製の物は腐食し、ささくれるので、危険を確認したら修理や撤去をする。 ・午後の遊びは全体を正職が見るなど役割分担する。 ・保育士がどこに配置するか配置図を作成する。 ・休憩で会計年度職員と交代の際に子どもから目を離さない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・風が強い日は砂が舞い眼にはいりやすいので、水をまき砂が飛ばないように予防する。 ・砂場で遊ぶ前に動物などの汚物が落ちていないか確認する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・長い柄のスコップなどの使用の際は周りとの距離に注意させる。 ・未満児は砂を口に入れないと保育者が目を離さない。 ・砂場で遊んでいる時は、周りで遊んでいる子に砂がかからないよう注意する。いようにする。 	
	<p>木登り・・登っても良い木があり、その木の下にはマットを敷いておく。</p> <p>竹登り・・竹が固定してあり、下にマットを敷き転落防止がされている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもには登っていい木があることを知らせる。 ・子どもの能力以上のことをさせない。 	

園庭・テラス	<ul style="list-style-type: none"> ・小石や凹凸がないか点検し整備する。 ・トラックロープなどが緩んでいないか点検し修繕する。 ・定期的に園庭の石拾いをする。 ・園庭の地面から木の根が飛び出でていないかを確認する。 ・特に夏の暑い時期、テラス、園庭が熱くなっている場所を確認・把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢で遊ぶ際は保育者同士連携し、遊びの広さを互いに配慮する。 ・園庭全体を見わたせる役割の保育者を配置する。 ・こまめに砂をかけて埋めたり、危険箇所を知らせる三角コーンを置いたり、撤去を依頼する。 ・保育者自身が裸足になり、熱くなっている場所の確認をし、全体周知。 ・熱くなる場所には、ござを敷く、水を打つなど表面温度を下げてから子どもを誘導したり、テラスは裸足で歩かないことを伝えたりしていく。 ・理由付けをして、テラスは裸足で歩かないことを伝えていく。
保育後の片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・保育で整えた物的環境の後片付けが、子どもに危険がないようにきちんとされているか確認。(机、紐類、ほうき、かご等) 特に紐類は、子どもの首にひっかかることがあるので危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育環境で特別に準備した環境をそのままにしておかない。子どもと一緒に片付けられるものは、子どもから目線が外れない場所まで一緒に片付ける。 ・倉庫が離れているなど、すぐに片付けられない遊具は、保育士間で声をかけ合い保育終了後に片付ける。
花壇	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇のガーデンフェンスやテストピースがしっかりとうめてあり固定してある。 ・花壇のガーデンフェンスが破損したりはずれていなければ点検し、撤去したり必要に応じて修繕する。 ・花壇の支柱が破損していないか点検し、刺さらないよう包むなど対策を行う。 	
個別配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもは、すべり台などから友だちを突然押すという予期しない行動があるので注意する。 ・遊具の片付けの時など保育者の目が届きにくい時に活動の切り換えが難しい子どもはトラブルが起きやすいので注意する。 	

〈水遊び・プール遊び〉

プール・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導者を分けて配置し、またその役割分担を明確にする。事故を未然に防止するために、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を行う。

	環境	安全指導・配慮
事前	<ul style="list-style-type: none"> 心肺蘇生を中心とした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について学び、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるよう実践的な訓練を行う。 気温が35度以上で、高温注意情報が発表された場合は、水遊び・プール遊びを中止する。 	<ul style="list-style-type: none"> プール活動・水遊びの監視を行う際に、見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を行う。 心肺蘇生、応急手当、非常時の対応について事前教育を行う。
活動前	<ul style="list-style-type: none"> プール活動・水遊びの活動の内容や時間帯、時間配分は、子どもの体調や生活リズム、安全性を考慮して適切に定める。 監視者の人数、配置、一度に水に入る子どもの人数、年齢、時間帯など、園ごとの事情を考慮して、適切に定める。 監視者は、目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が見ても監視者であることが分かるものを身に着ける。 プールサイドに、連絡手段（電話など）AEDがあることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達に、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだり出来ないこと」を知らせておく。
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> 遊離残留塩素が0.4mg/Lから1.0mg/Lに保たれるように毎回、水質検査を行い、濃度が低下している場合は、消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。「競泳用プールの衛生基準（H19.5.28厚生労働省健康局長通知別添） 排泄が自立していない幼児には、個別のタライ等を用いてプール遊びを行い、他者と水を共有しないようにする。 プール遊びの前後には、シャワーを用いて汗等の汚れを落とす。プール遊びの前に流水を用いたお尻洗いも行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 塩素消毒使用について、記録を取り、職員間で情報の共有が出来るようにする。
活動中	<p>監視者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置できないときには、プール活動を中止する。 水の外、プールサイドに配置し、集中力を保つ為に定期的に交代する。 監視者は、規則的に目線を動かしながら監視する。 複数名で監視するときには、担当エリアを決める。 職員間で連携し、水が苦手な子、身体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子などの子ども理解の上で監視を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 動かない子どもや、不自然な動きをしている子どもがいないかに留意しながら監視する。 子どもの表情に注意し、声をかけ注意を促す。 時間的余裕を持ってプール活動を行う。

プール遊びに関する事前確認事項

1 【環境の整備】

- ① 日よけ対策の確認
- ② プライバシーの配慮の確認
- ③ プールの破損、亀裂の確認
- ④ プールサイドは滑りやすくなっていないか等の安全性を確認
- ⑤ 救急用具、笛、携帯電話、プール管理日誌、水温計、気温計などの準備の確認
- ⑥ 薬品等は、子どもの手の届かない所へ保管箇所の確認

2 【プールに入る消毒についての確認】

- ① プールに入る消毒について入れる量を職員間で確認し、周知する
- ② 検査の仕方を職員間で確認し、周知する

※ 消毒の計算の仕方

マリンプール（25名）直径380cm 高さ45cm 水容量80%で4m³
体積 半径1.9×1.9×3.14×高さ(0.4)=4.53

ハイライトエースG 10g×50袋 日産化学工業株式会社

ハイライトは1m³あたり2~3g

ハイライト1袋は10gなので、高さ36cm(80%)の水量で **1袋を入れる。**

参考：プールの水の中に入れる消毒

ハイライト・エースG (10g×50袋) (小型プール用) / 7560円 (税込:シノダ薬局)

※ 検査の仕方

残留塩素測定 日産アクアチェック3 水質検査試験紙の場合

- ※ 手順
- ① 試験紙を水に浸し、取り出す
 - ② 水平に15秒保持する
 - ② 色調表の色と比較する

※0.4mg/l以上 1.0mg/l以下に保持する

3 【活動前の確認】

- ① 水遊びカードの確認と子どもの健康状態の確認
(熱、下痢、中耳炎、とびひなど)
- ② プール遊びをする子どもの人数を保育士間や監視者と確認
- ③ プール遊びができない子どもたちの遊びの過ごし方の確認
- ④ 水の深さは安全で適切である
- ⑤ プールに入る人数は15人以下とする
- ⑥ プールで遊ぶ時間は15分以内とする
- ⑦ 子どもたちに【水遊びを安全に遊ぼうとする気持ちを育てる】為に、
子どもと水遊びの約束事を決める。
 - ① 水に顔はつけません
 - ② 走ると滑るので走りません
 - ③ 笛の合図があったら、プールから皆が出来ます

4 【水遊び・プール遊びの中止状況】

*気温が35度以上で、**高温注意情報が発表された場合は**水遊び・プール遊びは**中止とする。**（直射日光の当たる場所で計測を行う）

5 【子どもの準備】

- ① 水着に着替える前に、排泄を済ませる
- ② シャワーで身体（特に肛門周り）を丁寧に洗う
- ③ 帽子の着用
- ④ 準備体操を行う

6 【監視者の役割】

- ① 担任保育士と監視者がプールに入る人数を確認し合う
- ② プール全体を監視し、危険なことをしていないか注意してみる
- ③ 子どもたちの顔色・表情にも注意し、声を掛け注意を促す
- ④ 担任と連携し、水が苦手な子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子を理解の上で監視をする

7 【プール遊び後の確認】

- ① プール終了後は、シャワーを使って丁寧に体を洗う
- ② 濡れた足で走らないようにし、タオル等を敷いて安全にする
- ③ 次に入るクラスは、残留塩素を確認し適正な塩素濃度にする

水遊びの手順・確認事項（例）

時間	子どもの動き	保育士の動き・準備する物
	<p>1：準備をする前に</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 排泄をする。 ② 水分補給をする ③ 名札を外してもらい、かごの中入れる。 <p>2：水着を着替える手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ロッカーから自分のプールバックを取り出す ② プールバックを自分の机の上に置く ③ 服や靴下を脱ぎ、椅子の上に脱いだものを置く ※脱いだ服は椅子の上に置いたまま ④ プールバックから水着を出し、着る ⑤ プールバックから新しい着替えを出して机の上におく ⑥ 新しいパンツをプールバックに入れる ⑦ 上靴をはいてカラー帽子をかぶる ⑧ タオルを首にかけて、プールバックを持つ ⑨ テラスに並ぶ <p>3：シャワーの手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プールバックをござの上におく ② かごにタオルをいれておしりシャワーをする ③ かごからタオルを出して拭く ④ 使ったタオルを別のかご入れる <p>4：プールに入る前の準備体操・注意事項の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遮光ネットの下（日陰）で体操をする ② 約束事の確認 ⑧走りません ⑨顔を水につけません ⑩笛が鳴ったプールからでます ③：プールに入らない子どもは職員室又は年少（花組）で遊ぶ <p>5：プールに入る・水遊びをする</p>	<p>1：子どもの健康状態の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プールカードの確認を行い、子どもの健康状態を把握する。 ② プールに入る人数を確認 ③ プールに入る子どもを名簿にてチェック <p>2：着替える前の環境準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 服を置く（机・椅子）を用意 名札を入れる（カゴ）を用意 ② タオルを入れるカゴを2個用意 ③ クラスの上靴入れを用意 ④ プールバックを置くござを2本用意 ⑤ プール後の水着や帽子を入れるかごを用意 <p>3：シャワーの準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① シャワー後の足拭きマットを用意 足拭きマットが濡れたら交換し、床を拭くなど、滑らないように安全面の配慮 ② シャワーをする保育士・身体を拭く保育士2人体制で衛生面・安全面に気をつける *濡れた足拭きマットを入れるかごを用意 シャワーが最後の保育士は濡れてマットを2階に運び、4時以降に洗濯 *2階トイレにある洗濯機は子どもがいる間は使用しない <p>4：プールに入る人数・入らない人数を確認し合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 体操をする保育士・水質検査を行う保育士と役割を分担し行う。 ② プールに入る人数を監視者に子どもの名簿により報告 ③ プールに入らない子どもの人数把握 遊び場所は職員室又は年少（花組）で遊びのように子どもを誘導 <p>5：プールに入る・水遊びの注意事項の確認</p>

- ① プールに入る子ども・水遊びをする子どもと
2チームに分かれて遊ぶ
- ※プールで遊び時間は15分以内
- ※プールに入る人数は15人以下
- 年中・年少
もり・クラス人数(12人): プールに入る
つき・クラス人数(12人): 水遊び
年長(28人)
- クラスの半数の人数(14人): プールに入る
〃 (14人): 水遊び

[6 : プール終了・片付けをする]

- ① 次のクラスが遊べるように片付ける
- ② 必ず、笛がなったら皆がプールから出る

[7 : プール遊び後の手順]

- ① 足洗い場で足を洗う
- ② 水シャワーをする
- ③ 水着と帽子を脱ぐ
- ④ たいらいの中に水着と帽子を分けて入れる
- ⑤ 足拭きマットで足を拭く
- ⑥ かごからタオルを取り出し、ござの上で体を拭く
- ⑦ パンツをはく
- ⑧ 上靴をはく
- ⑨ 水着をタオルにプールバックに入れる
- ⑩ 保育室に戻り、机の上に置いてある新しい服に着替える
- ⑪ 椅子の上に置いてある、着替えた服をビーチバックに入れる
- ⑫ 名札を保育士につけてもらう

- ① プールの使用中は子どもの動きに注意する
◎担任保育士がプールに入る
- ※人数把握
- ※子どもの顔色・表情・動き
- ※動かない子ども・不自然な動き
- ※使用後の人數確認
- ② 水遊びでは危険なことを行わないように
子どもたちに声掛けをする。

[6 : プール終了後の確認]

- ① プールでの終了は監視者が笛を吹き終了を知らせる。
合図後はプールの外に全員が出る。
- ※人数確認は監視者とプールの人数〇人です。と
声を掛け合い確認し合う
- ② 次のクラスが、すぐに遊び出せるような片付けの声掛けをする。

[7 : プール遊び後の準備や注意事項]

- ① シャワーをする保育士・身体を拭く保育士
2人体制で衛生面・安全面に気をつける
- ③ 足を拭き、靴を履いて部屋に歩いて戻るよう
に促す。
- ④ 衣服の着脱の手助けを行う
- ⑤ 足拭きマットをかごに入れ、2階に運び4時
以降に洗濯

◎プールに入る順番・遊び方(プールに入る人数は15人以下)

プールと水遊びは10分毎の交代

次への交代は終了の5分前

- ① 年中 9:15~9:45
- ② 年少 9:50~9:20
- ③ 年長 10:25~10:55

つき組がプールに入っている時は、もり組は水遊び
にじ組がプールに入っている時は、はな組は水遊び
男の子がプールに入っている時は、女の子は水遊び

<テラス・廊下・出入り口・昇降口・階段>

廊下やテラス・出入り口・昇降口では、出会いがしらの衝突や接触、床面の滑りや障害物による転倒事故が多い。子どもは、興味のあるものや目的場所へ向かって、走りこんだり、競い合う特性があるので、落ち着いて次の行動がとれるような言葉掛けをし、移動の際の言葉掛けはあわてさせないようにする。

	環境	安全指導・配慮
テラス・廊下・出入り口・昇降口・階段	<ul style="list-style-type: none"> ・床材のめくれや、破損、亀裂などがないか注意し、見つけたらすぐに補修をする。 ・床面の段差やマット・すのこなど滑らないように工夫している。また、突起物（釘）などがないか注意する。 ・床が水で濡れていったり、砂やゴミなどが落ちていて滑りやすくなっているか注意し、こまめにふき取ったり清掃を行なう。 ・廊下に手洗い場があったり、雨天時に雨が降り込んだりする場所では、特に注意し、必要であればマットなどを敷いて防水に努める。 ・タオル掛けなどは避難経路をふさがない場所に置き、接触しても倒れないなど、危険のないよう工夫がしてある。 ・子どもが走ることを考慮し、できるだけ物を置かない。 ・2階のホール、テラス、階段等、死角になる場所では、転落・落下物等で大ケガに繋がる恐れがあるので、物を置かないようにする。 ・遮光ネット用のロープが垂れていないか確認。 ・ドアの蝶つがいや鍵穴、出入り口の柵など指詰めや転倒時の怪我を防ぐためのガードやクッションが施されている。 ・開き戸の開閉時に、ストッパーは作動しているか確認する。 ・扉のレールや蝶つがいなど破損はないか確かめる。 ・出入り口・昇降口には、付近に障害となるものを置かない。 ・階段には滑り止めがあり、破損やめくれなどがない。 ・3歳未満児は、室内は裸足なので、災害時や緊急時に備えて、普段から廊下やテラスなどを移動の際には、上靴かそれに代わるものを使用する。(2歳児は上靴使用) ・裏門の鍵や正門のカンヌキがきちんとされているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入り口付近や廊下では、遊具を広げたり、走り回ったりしないように指導する。 ・出入り口での衝突事故を防ぐためテラスへ飛び出したり、室内へ走りこんだりしないよう指導する。 ・移動の際には、落ち着いて行動がとれるような言葉掛けを行うよう注意する。また、大勢での移動は、状況に応じて整列させるなど工夫する。 ・災害時の避難経路が確保されているか、常に意識する。 ・2階テラスに玩具等があると、手にして落としたくなるので、玩具を置かない。足場となる机・積み木等を置かないようにする。 ・子どもの遊び、動線を把握する。 ・ロープの垂れ下がりはとても危険な事故に繋がるという意識を持ち、使っていないロープは外すか、しっかり巻き付けて取れないようにする。 ・扉を開け閉めして遊んだり、鍵穴に指を入れたりしないように指導する。 ・扉の開閉は、周りを確かめてゆっくりと行なうよう指導する。 ・扉を開閉する時は、もたれかかったり、手をかけたりしていなか子どもの位置に注意する。 ・階段や昇降口など段差の在る所へは、子ども一人で、行かせない。 ・階段を昇り降りする時は、子どもの下側を歩くか手をつなぐ。全員が視野に入る立ち位置をとる。 ・階段の手すりがある場合は、手すりを持って昇降するように声をかけ習慣とする。 ・子どもの安全確保のために、施錠が必要であることを職員間で共通理解し、必ず施錠する意識をもつ。 ・登園後、施錠する時間を決める。

個別配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもは、活動の切り替え時、気持ちの切替えができないまま場所の移動になることが多く、出入り口や廊下では、子どもが密集し、衝動的なトラブルがおきやすいので、注意する。 ・周囲の状況に影響されやすい子：興奮して動き回ったり走り回ったりしている時は、気持ちが落ち着くよう言葉をかけ、行動を止めさせる。
------	---

<園外保育時>

園外保育では、園内では出会うことのできない自然や地域の人々との触れ合いなどがあり、開放感を味わうことのできる活動である。思いもかけない危険が潜む活動でもあるため、子どもの発達段階（年齢・体力）を踏まえて、園外保育の目的に合った場所や目的地での活動を選定することが重要。事前の下見だけでなく、その道中や目的地での活動を含め帰園するまで、保育者同士が連携しあって下記の留意事項にもとづき責任と役割をもって引率することが大切である。

留意事項						
基本的なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・安全度・危険度などの基準は、職員間で違うため、地域の環境、散歩ルート、時間帯による交通量などいろいろな状況や場面を想定して、職員間で基準となる安全ルールなど決めておく。 ・散歩マップには散歩コース及び遊ぶ場所の危険箇所を記載し、各職員が周知できるものを作成する。 ・目的地までの下見を必ず行ない、前日までに園外保育日誌事故対応マニュアル（様式）P15に記入をし、打ち合わせを行う。 ・引率は必ず2人以上で実施し、そのつどリーダーを決めておく。 ・園外保育実施時には、カラー帽子を着用させ、名札は外す。 ・天候や気温、湿度などを確認して、出かける前後に水分補給や帽子の着用などの健康管理を十分に行なう。 ・常に保育者間で人数の確認をし合い、園児の所在を把握する。 <p>人数確認は、</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">① 出発時</td> <td rowspan="4" style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; vertical-align: middle;">必ず名簿などを使って行なう。</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">② 目的地に着いた時</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">③ 目的地から帰る時</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">④ 帰園時</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児が合同で出かける場合は、歩く順番など保育者間で決めておき園児にも確認させておく。 ・出かける前に園児に散歩の場所・目的を知らせる。 ・歩道のない場合は、原則として車道の右側を歩行させる。 	① 出発時	必ず名簿などを使って行なう。	② 目的地に着いた時	③ 目的地から帰る時	④ 帰園時
① 出発時	必ず名簿などを使って行なう。					
② 目的地に着いた時						
③ 目的地から帰る時						
④ 帰園時						
出かける前	<ul style="list-style-type: none"> ・工事などにより危険箇所が新たに発生する場合もあるので、散歩マップ（地図）携帯する。 ・園児の心身の健康状態を把握し、散歩参加の可否を判断する。 ・出発・帰園時間、行き先、園児の人数、引率者名を園外保育日誌に記入して出かける。 ・携行品のチェックは毎回行なう。 <p>散歩用リュックに…</p> <p>クラス名簿、救急用具、水（園児の水分補給・傷の消毒用）、メモ用紙、筆記具、防犯ブザー、ホイッスルを携行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候などにより、衣服の調節を行なう。（カラー帽子の着用。名札を外す） ・靴が足の大きさに合っているか、左右履き間違えていないか確かめる。 ・避難車は使用前後に必ず点検を行なう。（パンクやねじの緩み・ブレーキ） 					

散歩中	<ul style="list-style-type: none"> 歩道や路側帯のない道路の右側、左側を歩くかは、目的地までの順路や道路の幅員、自動車などの往来などを総合的に判断し、安全第一に考えて決める。 保育者は園児の列の前後に位置し、車道側を歩き、園児が内側を歩く。（人数により列の中央にも位置する） 前方の子どもとの間隔の開きすぎや横方向へのみ出しなど子どもの列の状態、人数や行動には常に注意を払う。曲がり角で死角になる場合は特に注意する。 歩道の切れ目では必ず停止し、左右確認させ、安全に歩くためのルールを教える。 園児は興味を示した物に手を出しがちなので、常に周りの状況に目を配り、危険物がないか確認しながら歩く。 道路の移動中に、動物、危険物（バイク、自動車、自転車、看板など）には触れさせないよう日ごろから子どもに指導しておく。 階段や段差のある所では状況に応じて園児同士でつないだ手を離し、一人ひとりのペースで昇降できるようにし、声をかけながら側について見守る。 最後方で引率する保育者は側面から来る自動車やバイクなどに注意し、接近してきた場合、前方の保育者及び子どもたちに注意を促し、通過するまで停止させるなどの安全策を講ずる。
目的地	<ul style="list-style-type: none"> 目的地に到着したら、人数確認と安全確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 遊具点検 遊具周辺や砂場にガラス片や犬・猫の糞など危険物や不衛生なものがいか点検する。 傾斜地やくぼみなどの確認をする。 不審者などがいないか。 目的地での遊具での遊び方や行っても良い場所、いけない場所（危険な池や川、水たまりや急傾斜地などに近づかない。）について、子どもにわかりやすく説明してから遊ばせる。 トイレには必ず保育者が付き添い、鍵をかけさせない。 保育者は全体が見渡せる立ち位置を意識し、子どもの状況を常に把握する。トイレなどの引率でその場から離れるときには、他の保育者に声をかけてから移動する。 不審者がいないか注意し、不審者と思われる人がいたら、気づかれないよう子どもたちに集合をかけて園児を移動させる。
帰園時	<ul style="list-style-type: none"> 人数確認は必ず門から園舎に入る前に、名簿と照会しながら迅速に実施する。 各児の健康観察を行ない、暑い時は必要に応じて水分を補給し、健康管理を十分に行なう。 散歩コース上に新たな危険箇所または伝えておくべき情報があつたら散歩マップの更新を行い情報の共有化を行なう。
個別配慮	<ul style="list-style-type: none"> 個別に対応することのできる担当者を配置し、保育者の人員配慮を手厚くする。 普段の子どもの特性や行動傾向など保育者間で周知し、連携して対応ができるようにする。 環境の変化による刺激を受けやすいので、道路への急な飛び出しや目的地での行動など、普段以上に注意し、すぐに手が届く距離で対応ができるようにする。

<避難車の適切な使用方法について>

保育の中で、避難車を保育士の都合で便利に利用している現状があります。

- 近くにある公園に行く時の移動手段として、何人もの子どもを乗せる。
- 新年度に涙が止まらない子どもや、部屋の中では落ち着かないからと子どもの気分転換にと思い、園庭や園周辺を周る。
- 部屋の掃除のために保育時間中・延長時間中に避難車に乗せる。

このような避難車の使用方法は【子どもの気持ちや、子どもの成長を考慮する】ものではありません。

*涙が止められない【気持ちを受け止める】のが保育であり、避難車に乗せることではありません。部屋で落ち着かなければ、【部屋の環境が子どもの興味・関心又は成長に応じて構成されているのか?】を考えることが大切であり、安易に避難車に乗せることは保育することではありません。

そして、掃除のために避難車に乗せることは保育士の都合以外のなにものでもありません。

避難車は本来、【非常時に子どもたちの命を守るために】のですが、保育の中で、避難車を使用する際は「何故乗せるのか?」「誰が乗るのか?」等、保育の意図を持ち使用していく必要性があります。

<避難車の安全配慮事項>

使用する前	<ul style="list-style-type: none">・使用する前に、パンク・ねじのゆるみ・ブレーキの点検を行い、異常がある場合は使用しない。・避難車の高さ・定員人数を把握し、子どもの発達に合っているのかを確認する。 ※避難車の高さ 80センチ（実質53センチ）・高月齢4月生まれ身長83センチ 避難車に乗ると胸の当たり落下の危険性有り・「何故乗せるのか?」「誰が乗るのか?」「何人乗るのか?」「子どもたちの関係はどうか?」等、保育の意図を持ち保育士同士確認し合う。・避難車を乗降させる時は、必ず保育士2人で行い、一人は子どもから目を離さない、もう一人は子どもの乗り降りを行う役割を確認し合う。・避難車を移動させる際には、前後に物や子どもがいないかを確認する。
使用中	<ul style="list-style-type: none">・避難車を押すスピードは保育士の個人の感覚ではなく、子どもの乗り心地はどうか、子どもの発達面も考慮して避難車を押す。・指、腕、頭を挟んだり、ぶつけたりしないように注意する。・停止時には必ずブレーキがかかっていることを確認する。・避難車は狭い空間であることを意識し、保育士が「電車が走っているよ」など子どもたちが気づくような声かけをすることで、押し合い、トラブルが起きることも予見した上で避難車の人数を考慮する。・避難時は子どもの安全性を考慮して必ず座らせる。

<害虫・外敵>

子どもは興味を示したものに手を出しがちなために、危険・不潔などの区別なく不用意に手を出したり、恐れや驚きから、害虫・外敵に対して刺激的・挑発的な行動をとったりしがちである。また、園周辺の環境によっても、害虫・外敵となるものが異なるために、毎年、職員間で申し送りができるように、害虫発生日や場所、及び駆除方法など記録簿などで明文化しておくことが必要である。

害虫・外敵の種類や見分け方など基本的な知識の情報収集を怠らぬこと。駆除剤（駆除方法）の使用については、人体や地域環境などに影響を及ぼさない安全な方法で駆除することが肝心である。

環境	安全指導・配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・園庭や園舎の周りの樹木や草花などに虫刺されの原因になるような毛虫が発生していないか、蜂の巣などができていないかなど、発生時期には特に注意して巡視する。 ・ムカデやヘビ・蚊などが発生しやすい草むらやドブ・水溜りなどがあれば、除草や水抜きなどの清掃活動をこまめに行なう。 ・戸外、特に、園外に出るときには、毒抜き器などを携帯し被害を最小限にする。 ・ねずみやカラスなどは、食料品の収納・保管、清掃（生ゴミ、残飯の後始末）を徹底し、餌になるようなものを置かない。 ・通気口・通風窓への金網の取り付け、下水溝・排水口等のフタの整備など、侵入路を塞ぐ。 ・電気蚊取り器は、コードの配線に注意し、子どもが引っ掛けたりしないようにする。また、使用後はすぐに決められた保管場所に片付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不用意に樹木の茂みに分け入ったりしないよう指導する。また、毛虫など、名前のわからぬ虫などを見つけたら、必ず保育者に知らせ、触らないように指導する。 ・蜂の嫌がることをしなければ普通は刺されないことを教え、嫌がることをしないように指導する。 ・飼育物や身近な小動物と触れあう時は、保育者が側に付き添いかまれたり引っかかれたりすることのないよう気をつける。接触後は手洗いを励行するように指導する。 ・薬液が漏れたり、薬剤マットを子どもが触ったりしないように置き場所や保管場所に注意する。 ・乳幼児の健康に影響のある殺虫剤や嫌忌剤の使用については用量や使用時間帯・時期など慎重に行う。
個別配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤や、毛虫や蜂などアレルギー症状の出る子どもについて保育士間で周知され、緊急の対応ができる体制をつくっておく。 ・アナフィラキシーショック対処法について保育者間で周知し、医療機関との連携や救急車の手配ができるようにしておく。

〈午睡時・SIDS（シズ）乳幼児突然死症候群の予防について〉

乳幼児は12時間ほどの睡眠が必要。早寝早起きの規則正しい生活とともに、昼寝は欠かせないものである。昼寝を上手にとることで、ストレスが緩和されて疲れがたまらないともいわれており、昼寝の仕方により夜の寝付きも影響をしてくる。乳幼児の昼寝時間としては1時間から2時間ぐらいが良いとされており、長すぎる睡眠時間や、夕方寝をしてしまうと夜の寝つきを悪くさせるので、個々の生活時間に配慮しながら、無理のないように、規則正しい生活時間の確立へと導くようとする。

SIDSとはそれまで元気だった子どもが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気。発症は年々減少傾向にあるが、平成20年度においては全国で、168人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっている。発症原因は解明されていないが、寒いとき、うつぶせ寝、人工乳による保育、保護者の喫煙等の要因が確認されている。保育園でも午睡時間中に起こりうるため、子どもを寝かせるときの注意が重要である。

	環境	安全指導・配慮
子どもを寝かせるときの注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児にうつぶせ寝はさせない。 ・口の中に、何か入っていないか確認する。 ・乳児はミルクを飲ませた後、排気をさせてから、寝かせる。 ・敷き布団は固めのものを使う。 ・掛け布団は軽いものを使う。 ・枕や枕代わりに折ったタオルなどは使用しない。また、不要なものは置かない。 ・柔らかい布団、ぬいぐるみは使用しない。 ・掛け物が顔にかかるないようにする。 ・ひもまたはひも状のもの（まだれかけのひも、布団カバーのひも等）を周りに置かない。 ・布団とベットの柵などの間に顔が入らないようにする。 ・寝返りの時に、隣同士に接触によるけがや睡眠妨害を避けるために、適度なスペースを保って布団を敷く。 ・カーテンはしない。保育室は子どもの状態が確認できる明るさにしておく。 (陽射しに配慮しながら使用する場合は使用可) ・入所・<u>進級時は</u>、慣れない環境でストレスが高くなり、シズの可能性が高くなるので、午睡中の安全配慮を十分に行う。（1ヶ月を目安とする） 	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡中、うつぶせ寝になった場合は乳児の顔が見えるあおむけにねかせる。 <p>【睡眠チェック表へのチェック】</p> <p>入所1ヶ月は5分毎 0歳児：5分毎 1歳児：15分毎 1歳児途中入園：5分毎 2歳児以上：午睡中の観察は意識して行い、個々の体調や喘息のある子、アレルギーのある子、体調が悪い時などは、30分ごとに行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所して慣れない状態の時には、未満児のみならず幼児においても、午睡時の健康状態に配慮し上記の該当の睡眠チェックに従う。

3歳未満児	<ul style="list-style-type: none"> 午睡時には必ず保育士が在室して、子どもの様子を常に観察。何かをながらしないようにする。 ベビーベッドに寝かせるときは、必ず柵をあげておく。 	<ul style="list-style-type: none"> うつぶせ寝が危険であると言う認識を持ち、子どもの様子を把握。うつぶせ寝になっている時は、体勢をすぐに変える。保育士は、常に子どもから視線を離さないようにする。
SIDS発生時の対応	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの顔色（口唇色）が悪くなり、呼吸が止まっているように感じるとときは、すぐに名前を呼びながら、背中や肩をたたいたり、足の裏を刺激したりするなど、意識の有無を確認する。 意識が確認できない時は、大声で他の職員に協力を求め、救急車（119番）を呼ぶように指示する。 口の中を一かきし、何か入っていないか確かめる。 子どもの気道を確保して呼吸確認し、心肺蘇生を開始する。 保護者・幼児保育課に連絡する。 	
幼児	<ul style="list-style-type: none"> 睡眠時の子どもの様子を見回る。 睡眠時に、咳やいびき、寝ぼけなど普段とは違う状態が見られる子どもがいたら記述しておき、保護者へ連絡漏れのないようにする。 	
個別配慮	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズムが不規則な子ども、睡眠障害のある子どもについては、睡眠時間や午睡そのものについて、保護者と話し合いをし、一律に対応することのないよう配慮する。 	

<駐車場>

駐車場では、子どもが動く車の前を横切ったりする危険性がある。また、駐車場内にひいてある砂利が原因となるけがや、柵や柵代わりのロープなどにぶらさがるなどして、足をひっかけるといった事故が予想される。園側の環境の見直し子どもへの指導とともに、保護者に、子どもと手をつなぐことや一人で車から降ろさないことなどを注意喚起していく必要がある。

	環境	安全指導・配慮
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場に敷いてある砂利で滑ったり、砂利が撥ねたりしないように、ならしておく。 ・駐車場内や道路への進行路、駐車方法など危険がないか確認する。 ・駐車場の柵が壊れてないか、ロープのゆるみなどがないか確認していく。 ・駐車場の外灯が切れていないか、点検する。 ・車の進入経路を一方通行にするなどして、事故防止策を講じる。 ・車上狙い等の注意看板や民家に向けての駐車は前向き駐車にするなど掲示する。 	<p><u>子ども</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動いている車に気がつかなかったり、その前に飛び出すようなことも予想されるので、駐車場内で遊んだり、車の前に飛び出さないよう指導をする。 ・柵やロープに登り、落下したり、足をひっかけて、転倒したりすることがあるので、柵やロープで遊ばないように指導する。 ・砂利など蹴ったり、投げたりして、他の子にあたったり、ガラスを割る危険があるので、砂利、石などを蹴ったり、投げたりしないよう指導する。 <p><u>保護者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者同士で話に夢中になり、子どもから目を離すことも考えられるので、長時間の話は控えてもらうよう指導する。 ・駐車場内、園周辺などは子どもの飛び出しが予想されるので、左右確認、減速走行に努めてもらい、徐行運転の徹底をする。 ・子どもの飛び出し、柵にのぼるなどの危険行為に対しては、保護者からも注意をしてもらうように指導する。 ・車内に子どもを放置したままにしないように指導する。 ・状況をみながら、保育者や保護者の会が、毎日駐車場に立つなどしながら、安全への意識が持てるようにしていく。 ・発進する前に、必ずチャイルドシートの着用・ドアロックの確認を行うよう指導する。 ・友達の家に遊びに行く場合は、一度降園し、保護者が責任を持って送迎を行うよう指導する。

<降園時>

降園時は、担任も保護者との対応に追われ、保護者自身も保育者、他の保護者などとの話などに気を取られ、子どもから目が離れてしまうことも多い。保育者も子どもの動きに注意するとともに保護者にも子どもから目を離さない、一人で帰り道を歩かせないなど注意をしてもらう必要がある。

	環境	安全指導・配慮
降園時	<ul style="list-style-type: none"> 門の開閉を子どもが簡単にできないう、カンヌキ、鍵などで施錠する。使用時以外は施錠をしておく。 保護者を待つ時に子どもが落ち着いて待てるよう場所状況など環境を整えていく。 飛び出し防止安全策を講じておく。 	<p><u>子ども</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の顔が見えると駆け寄ったり、友達と走り回ったりなどして転倒することも考えられるので、保護者が迎えの場所に来るまでは、所定の場所で、必ず待つように指導する。 園から外へ飛び出して行ったりすることもあるので、必ず保護者と手をつないで行くように指導する。 門やカンヌキなどで手を挟むこともあるので、大人に開閉してもらうように話をしておく。 降園時に鞄をかけて遊具で遊ばないことを指導し、鞄をかけたまま遊んでいたらすぐ止めさせる。 <p><u>保護者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担任と話をする時も子どもから目を離してしてしまうことがあるので、子どもと手をつなぐなどして話しを聞くようにお願いする。 門の開閉で手を挟むなどの危険のあることを伝え、門の開閉は必ず保護者が行い子どもに開閉させないようにお願いする。 降園時、園庭を開放している園では、子どもを園庭で遊ばせる時には、転倒、落下などの危険があるので、保護者が必ず子どものそばについてもらうようにお願いする。 <p><u>保育者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 降園時の保護者との対応は手短に行う。 保護者との対話の時も子どもの方に注意をむけ、子どもの動きが、把握できるようにしていく。危険な行動はすぐ注意する。
個別配慮	<ul style="list-style-type: none"> 配慮のいる子どもの保護者と時間をとっての対応が必要な時がある。内容によっては日を改めたり、時差で迎えに来てもらったり、状況によっては、他の手の空いた保育者に声をかけ子どもを見てもらうなどしていく。 障がいのある子どもは、人が移動する騒々しい雰囲気で興奮しやすいので、その子が落ち着く環境や配慮をする。 	

<施設安全管理>

施設は大勢の人が利用することや園内外等、近隣施設等の環境も含めた安全管理や、防止策も講じた環境づくりが求められる。また、死角になりやすい場所も多い。防犯、不審者侵入等の防止策が日常となる。日頃から近隣住民との意思疎通を図り連携し、情報収集することで未然に防止できることも多い。職員全員が安全意識を常にもち、防犯・事故防止に努めていくことが安全確保の第一歩である。

	環境	安全指導・配慮
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 台風等で倉庫が転倒しないように固定する。 清掃を行い、定期的に整理整頓をし、破損したものは撤去し子どもが使用しないようにする。 レールの砂はよく取り除き、鍵が施錠できる状態にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもは倉庫に入らない、遊び場にしないことを徹底する。 扉の隙間で指挟みなどしないよう注意し、子どもに戸の開閉をさせないように指導する。
外トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 蝶番や扉など手指挟みをしないよう保護する。 衛生的でいつでも使用できるようにする。特に戸外にある場合は砂などが入りやすいので取り除くようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレが死角にならないようにする。 水道で砂場用品等を洗ったり遊んだり、便器や排水溝等に砂や玩具を入れないよう子どもの行動をよく観察し遊び場にならないように指導する。
門・掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 親子で出入りするため使用頻度が高いため、磨耗しやすいので常時安全点検とレールは毎日清掃を行う。 子どもが容易に門を開閉できないようにし、飛び出し防止策をとる。(時間帯で門の開閉をするなど、常時は施錠をしておく。) 掲示板の扉がガラス張りの場合は飛散防止対策をする。 掲示の際に使用した画鋲等が落ちていないか確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 出入りの際、大人が門の開閉を徹底する。 不審者が侵入しないように対策(登降園のみ開門するなど日中は施錠)や、緊急時に備えての職員の避難指導、防護策がとれるようにしておく。 門に乗ったりしないよう指導する。 掲示板は正門近くに設置している場合は保護者が掲示を見ている際に子どもから目を離さないよう注意してもらう。
フェンス・垣根	<ul style="list-style-type: none"> フェンスの破れから子どもが園外へ出て行かないように防止対策をとる。 不審者が乗り越えられない防犯対策をする。 近隣住宅と隣接している場合は玩具用具等が入らないようにしておくと共に入ったらすぐ取り除く。 生垣は害虫等の発生もあり、時期に応じて駆除を行うよう点検をする。 	<ul style="list-style-type: none"> フェンスのネットに手を突っ込んだりよじ登ったり乗ったり、園外に用品等をなげないよう指導する。 剪定後は枝等が鋭角になっているのでケガをさせない対策をとる。また、子どもに注意するよう指導する。

側溝	<ul style="list-style-type: none"> 側溝清掃は定期的に行い、害虫等が潜んでいることが多いので清掃を行い、衛生的にしておく。また、危険なものは取り除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 側溝で遊ばないように指導する。 側溝や柵の蓋にヒビがはいっていると落下の恐れがあるので修繕を行う。
手洗い場・足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> 園児の保健衛生上、常に衛生的な状態で使用できるようにする。床面は濡れて滑りやすくなるので滑り止めの付いたマットを敷いたり、こまめに床を拭くようにしたり転倒防止対策をする。 水道の開閉は年齢に合わせて、ハンドル式や回転式等を設置していく。 排水は不衛生にならないよう毎日、ヘドロが溜まらないよう清掃する。 足洗い場は素足になるので石やガラスの破片などがないよう毎日清掃し衛生にしておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 用品(歯ブラシ)等を排水や蛇口に入れて遊んだりしないよう歯磨きを子ども任せにしないで保育者が付いて歯磨き・手洗いの指導をする。 洗った足は水気をしっかりとるように指導する。足拭きマットは次の人が使いやすいように広げておく。 段差がある足洗い場は転倒防止対応や並んでいる時は、押さない、触らないなどの安全指導の徹底をする。
非常階段	<ul style="list-style-type: none"> 階段には手すりにぐら付きはないか非常に備えて毎日点検し、破損等がある場合はすぐ修繕をする。 避難経路となっているので毎日の清掃点検が必要。出入り口に物などを置かないようにする。 門扉は毎朝開放し、動かないように固定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常階段では順番を守り、押さない、走らない、飛ばないなどの安全指導の徹底を図る。 階段から飛び降りて遊ばないように注意する。
暖房器具	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的に使用できるようフィルターの清掃や定期検査を行う。 ファンヒーターなどの暖房器具の近くには、火災の恐れのあるもの（紙片や燃えやすい物）を置かない。 温度調整を行い、適温で使用する。 保育室が空になる時は必ず、電源を切る。 	<ul style="list-style-type: none"> 暖房の電源管理は大人が行い、子どもが暖房器具周りで遊ばないようにし、噴出口に手を入れるなど火傷などしないように注意する。 暖房を使用しない場合は、電源を触れないように鍵をしておく。
天井	<ul style="list-style-type: none"> 落下しないように蛍光灯や扇風機、展示物(画鋲)がなっているか点検し、危険な場合はすぐ取り除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 天井に向かって物を投げたりしないよう指導する。

園舎	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体を捉えて、傾きやヒビ割れやカビ等がないか定期点検を行い、すぐ修繕し現状の回復をしておく。 台風や災害等に備えて対策を行い、被害を最小限にする。 窓ガラスなどの破損しやすいものには、飛散防止の対策をする。 園舎外側に危険物等が放置されていないか確認をして清掃をして取り除くようにする。 鳥の糞は取り除いて消毒を行い、子どもが触ったりしないよう注意する。また、給食に混入しないように対策をとり、異物混入しないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物に向かって物を投げたり、2階から物を落下させたりしないように指導する。 日よけやグリーンカーテンなど建物に影響がでないよう注意する。 飛散防止フィルムをはがさない、張っているガラス面に掲示物を張らないよう注意する。 死角になりやすい場所が多いので遊び場の制限をするなど安全に遊べる場所との区別がつくように侵入防止対策をしておく。
厨房	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的な環境で安全に給食提供ができるよう常に清潔、床の乾燥を保つようとする。 リフトのある園は業者の定期的な点検と日頃の点検で異常があった場合は修繕する。 リフト室のシャッターや鍵は、使用時以外は施錠する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが勝手に戸・配膳棚等触って、侵入しないように指導する。 食缶等は子どもに持たせない。 リフトでは、遊ばないように指導する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> コードでつまずく、引っかかるないようデッキや電子ピアノの設置場所に注意をする。 使用している電気製品のコードにホコリが溜まり、火災の原因になることもあるので掃除を怠らない。 絵本棚・くつ箱等は転倒することを想定して転倒防止対策をとておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用後は必ず、電源を抜き、子どもが使用してもいいものとの区別が出来るように指導する。 子どもが家具等に登ったり、入り込んだりしないよう指導する。
個別配慮	<ul style="list-style-type: none"> 施設の立地により、隙間などに入り込んで遊んだり隠れたりすることを好む子もいるので日頃から子どもの行動や遊び方を把握し、常に注意をはらうようにする。 保護者自身にも日頃から安全意識を持ってもらい、危険な行動は注意してもらうように指導をする。 障がいのある子のなかには、衝動的な行動をとることもあるのでその子の特性をつかんで危険な行動をする前に止め、視覚優位な子には絵表示などでわかるようにする。また、他児が巻き込まれないように職員間の連携が必要である。 	